

立川市DX推進計画 基本方針

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度



令和7(2025)年
立川市

目次

第1章 計画の策定にあたって

第1節 DXとは

第2節 計画策定の背景と目的

第3節 本市におけるデジタル化の現状と本市の課題

第2章 DX推進計画

第1節 計画の位置づけと期間

第2節 基本理念

第3節 組織が共通して持つべき価値観

第4節 取組の柱

第5節 取組の柱に対する取組の基本方針

第3章 推進体制

第1節 推進体制

第2節 計画の進行管理

第4章 DX推進にあたっての行動指針

第1節 DX推進にあたっての行動指針

第2節 BPRへの取組

第3節 サービスデザイン思考

第5章 資料編

第1節 各種資料

第2節 用語解説

第3節 策定経過

第4節 審議会

第5節 市民参加

第6節 庁内体制

第7節 関係条例(規則・要綱)



本文に表記されている主な用語については「第5章第2節の用語解説」にてご案内しています。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 DXとは

第2節 計画策定の背景と目的

第3節 本市におけるデジタル化の現状と本市の課題

第2章 DX推進計画

第1節 計画の位置づけと期間

第2節 基本理念

第3節 組織が共通して持つべき価値観

第4節 取組の柱

第5節 取組の柱に対する取組の基本方針

第3章 推進体制

第1節 推進体制

第2節 計画の進行管理

第4章 DX推進にあたっての行動指針

第1節 DX推進にあたっての行動指針

第2節 BPRへの取組

第3節 サービスデザイン思考

第5章 資料編

第1節 各種資料

第2節 用語解説

第3節 策定経過

第4節 審議会

第5節 市民参加

第6節 庁内体制

第7節 関係条例(規則・要綱)

第1章 計画の策定にあたって

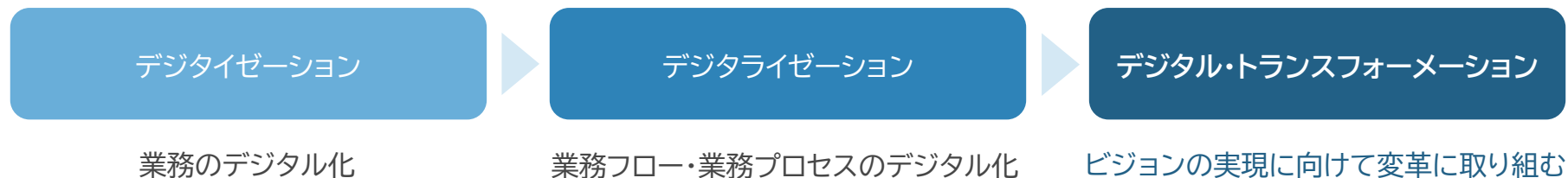
1.1 DXとは

デジタル・トランスフォーメーション(DX)とは、スウェーデンの大学教授エリック・ストルターマンが提唱した概念で、「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させこと」とされています。

英語のトランスフォーメーション(Transformation)の接頭語Transには「横切って」等の意味があり、「cross=X(横断)」と同義です。また、英語圏では一般的に「X」と略されることから、「Digital Transformation」は「DX」と言われています。

DXとは、単にデジタル技術やツールを導入すること自体ではなく、顧客視点で新たな価値を創出していくためにビジネスモデルや企業文化の変革に取り組む企業経営変革そのものとしています。

そのためには、まずは基本理念を明確にした上で、実現したい未来をしっかりと描き、取り組んでいく必要があります。



第1章 計画の策定にあたって

(1)自治体におけるDX推進の意義

新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかになりました。

こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)が求められています。

また、人口縮減時代に地域を維持し、持続可能な行政サービスを展開していくための視点として次の3つを意識して取り組んでいくこととします。



自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる



デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく



多様な主体との連携(円滑なデータの流通を促進)により、民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等の創出につなげていく

第1章 計画の策定にあたって



自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる



デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく



多様な主体との連携(円滑なデータの流通を促進)により、民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等の創出につなげていく



クラウドサービス等を利用し「住民の利便性を向上」させていくことは、デジタル化されたデータを起点に業務を組み立て直すことが可能となるため、デジタル技術やAI等の活用が可能となり、業務効率化につなげることができる。生まれた余白部分の人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことができるようになる。



オープンデータ等の取組により、地域産業の主体である中小企業等がデータを活用し、新たなビジネスを創出することにつなげていくことができる。



中小企業等の収益拡大や地域活性化による税収増加等が期待でき、持続可能な地域につなげることができる

持続可能な行政サービスの確保

持続可能な地域へ

第1章 計画の策定にあたって

(2) 立川市におけるDXの定義

立川市ではDXを「デジタル技術を活用しながら市民や事業者、職員などステークホルダーの満足度が高まるように業務・サービスを組み立て直し、市民生活の質(QOL)を向上させていくこと」と定義します。

デジタル社会に向けた自治体DXに取り組み、「デジタル社会にふさわしい行政のかたち」へ変革していきます。



第1章 計画の策定にあたって

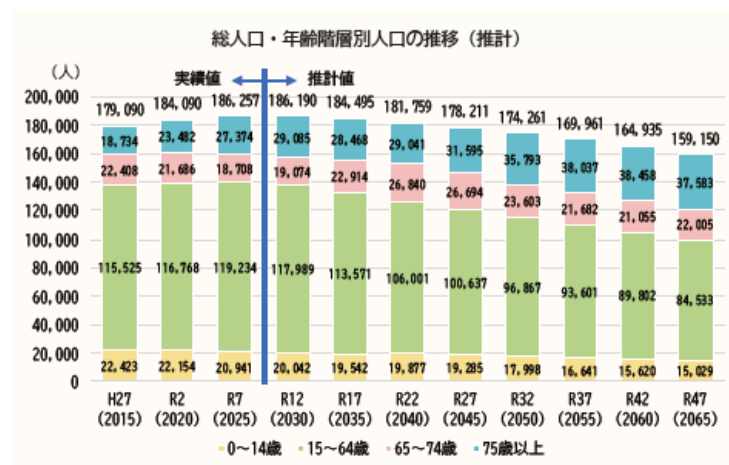
1.2 計画策定の背景と目的

(1) 社会的背景

総務省の自治体戦略2040構想研究会が平成30(2018)年7月に発表した第二次報告では、2040年頃には、若年労働力の絶対量が不足し、経営資源が大きく制約されることを前提に、既存の制度・業務を大胆に再構築する必要があることとされました。

「新たな自治体行政の基本的考え方」として「半分の職員数でも担うべき機能が発揮される自治体」「破壊的技術を使いこなすスマート自治体への転換」「自治体行政の標準化・共通化」が掲げられ、人口縮減時代のパラダイムへ転換していくことが求められています。

立川市の人口の見通しとしては、65歳以上の人口は一貫して増加していく一方、15～64歳の人口は令和9(2027)年の119,028人をピークにその後一貫して減少すると見込まれています。



出典:立川市「立川市第5次長期総合計画」

第1章 計画の策定にあたって

(2) 新型コロナウイルスのまん延

令和元(2019)年末に新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が中国の武漢市で第1例目の感染者が報告されてから、わずか数か月の間に世界的な大流行となり、パンデミックと呼ばれる事態に至りました。緊急経済対策として給付した特別定額給付金では煩雑な手続きや給付の遅延などにより行政のデジタル化の遅れが露呈し、大きな社会問題として認知されました。

一方で、デジタル技術を活用したテレワークや非対面でのやりとりなど多様な生活様式が求められるようになりました。

(3) デジタル社会の実現に向けた国の動向

令和2(2020)年12月策定の「デジタル・ガバメント実行計画」において、今後の国、地方が共に取り組むデジタル施策の基本的方針を決定し、令和3(2021)年5月にはその内容を盛り込んだ、これまでの「IT 基本法」に代わる「デジタル社会形成基本法」及び「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(いわゆるデジタル改革関連法)が成立しました。

この基本法及び関連法に基づき、令和3(2021)年9月に発足した「デジタル庁」を中心として、様々な新しい施策が進められています。

また、次のような計画や方針を策定し、デジタル社会の実現に向けた取組を進めています。

第1章 計画の策定にあたって

自治体がDXを推進することの意義

自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策、手順書、参考事例集等を取りまとめ、自治体の取組を後押しするものとして策定されました(計画期間:令和3(2021)年1月~令和8(2026)年3月)。

デジタル田園都市国家構想総合戦略
(2023. 12. 26 閣議決定)

デジタルの力で社会課題の解決

本戦略は、デジタル田園都市国家構想を実現するために、各府省庁の施策を充実・強化し、施策ごとに2023年度から2027年度までの5か年のKPI(重要業績評価指標)とロードマップ(工程表)を位置付けたものです。

自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)
推進計画【第3.0版】
(2024. 4. 24 改定)

デジタル社会の実現に向けた重点計画
(2024. 6. 21 閣議決定)

目指すデジタル社会の姿

本計画は、デジタル社会形成基本法及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律並びに官民データ活用推進基本法に基づき、デジタル社会の実現のための政府の施策を工程表とともに明らかにするものです。

第1章 計画の策定にあたって

(4) 東京都の動向

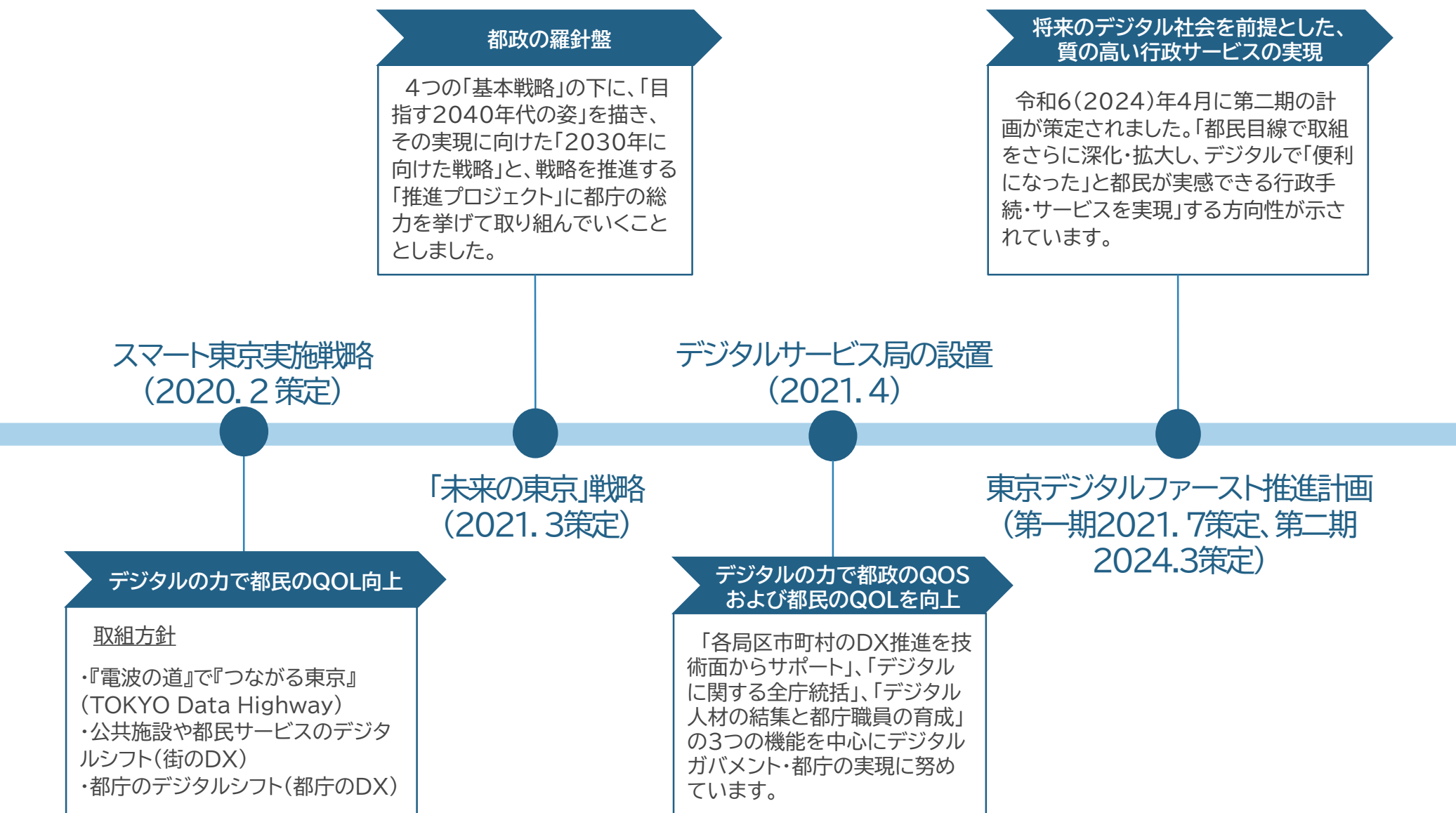
東京都では、令和3（2021）年3月に『「未来の東京」戦略』を策定し、4つの「基本戦略」の下に、「目指す2040年代の姿」を描き、その実現に向けた「2030年に向けた戦略」と、戦略を推進する「推進プロジェクト」に都庁の総力を挙げて取り組んでいくこととしました。

東京都が目指す2040年代の20のビジョンの一つに「スマート東京」があります。その実現のため、2030年に取り組むべき戦略の1つが「スマート東京・TOKYO Data Highway戦略」です。

コロナ禍で浮き彫りとなったデジタルトランスフォーメーションの遅れを、一気に進めていくためのチャンスと捉え、いつでも、誰でも、どこでも「つながる東京」の実現、データ共有と活用の仕組みづくり、行政のデジタル化を強力に推進することとしています。

また、東京版Society 5.0である「スマート東京」を実現することにより、都民のQOLを向上させるとともに、世界のモデル都市となることを目指すとしています。

第1章 計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

(5) 一般財団法人GovTech東京

東京都や都内区市町村のデジタル・トランスフォーメーションを推進するため、一般財団法人GovTech東京が令和5(2023)年7月に設立され、同年9月1日から事業が開始されました。

GovTech東京が目指す2040年の姿として「東京・日本での生活がデジタルの力を通じて便利で快適になっている」姿とし、「便利で快適になっている」状態とは「東京都や62区市町村等が提供するすべての行政サービスが顧客最適の魅力的品質になっている」状態と定義しました。

「情報技術で行政の今を変える、首都から未来を変える」というビジョンのもと、東京都庁と都内62自治体を含めた東京全体のDXを進める新たなプラットフォームとして多様なパートナーと共に、デジタルによる行政の改革に挑戦していくとしています。

「便利で快適になっている」

=

東京都や62区市町村等が提供するすべての行政サービスが
顧客最適の魅力品質になっている
住民・大学・企業・団体などの多様な主体とのコラボレーションにより
イノベーションが生み出されている

質の高いデジタルサービスを生み出すための最適な技術基盤が整っている

持続的・安定的に最適な公共サービスが生み出される土壌が整っている

出典: GovTech東京「中期経営計画 2024 - 2027」を基に作成

第1章 計画の策定にあたって

(6) 立川市の動向

本市では、国や東京都の動向に合わせ、定期的に情報化施策を取りまとめた計画を策定し、取り組んできました。

前計画である「立川市第3次情報化計画」は令和2(2020)年策定の「立川市第4次長期総合計画・後期基本計画」の「計画的な自治体運営の推進」の施策に位置づけられ、「市民サービス向上と業務効率化のためのICT活用」の実現に向け取組を進めてきました。

基本方針として掲げた3つの柱については次のとおりです。

ICTマネジメント

ICTの活用にあたっては、情報基盤の最適化を継続することで安定した業務を行うとともに、情報システムや情報資産等の的確な運用と活用を図るためICTリテラシーの向上に取り組む、より質の高い市民サービスの提供に努めます。

情報セキュリティ

複雑化する様々なセキュリティリスクから、個人情報や各種情報資産等を守るため情報セキュリティマネジメントの向上に努め、安全・安心かつ安定的なICT環境の維持を図ります。

行政の効率化

新たなデジタル技術を活用して、事務の効率化、働き方改革の推進、窓口を中心とした市民サービス向上を進めるとともに、行政データを収集・分析し利活用するための情報基盤の整備を進めます。

第1章 計画の策定にあたって

ICTは適切に利活用することで利便性や効率性が向上する反面、使い方を間違えれば情報流出やウイルス感染などのセキュリティリスクがあることを認識しておく必要があります。

ICTの技術革新や利用環境は著しい速さで進展しており、常に最新の動向を捉え組織全体のICTリテラシーを向上させていくことで、情報セキュリティの原則である「機密性・完全性・可用性」を確保し、安全で安定した市民サービスを提供することが可能となります。

セキュリティ強化は情報資産を守るうえで極めて重要ですが、庁内ネットワークの3層分離などセキュリティ強化を図ったことで管理・運用が複雑化しており、実際の利用場面においては制限となっていることから、セキュリティの強化と利用しやすいICT環境のバランスを十分に検討しながら計画を進めてきました。

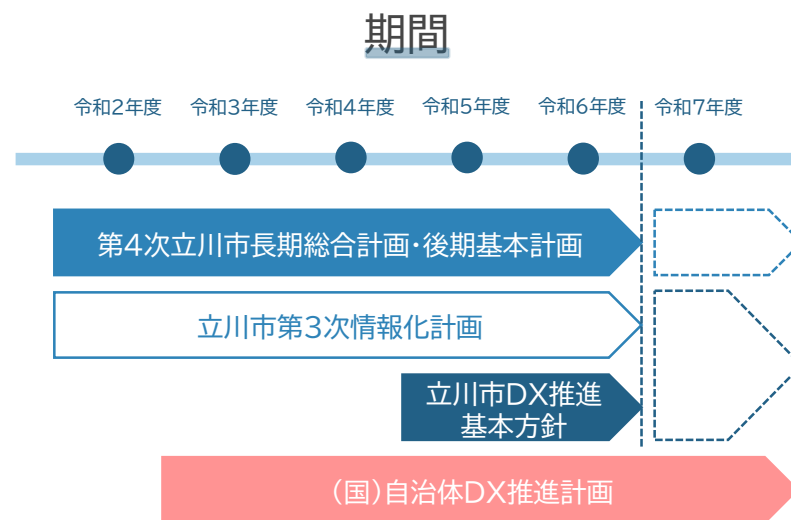
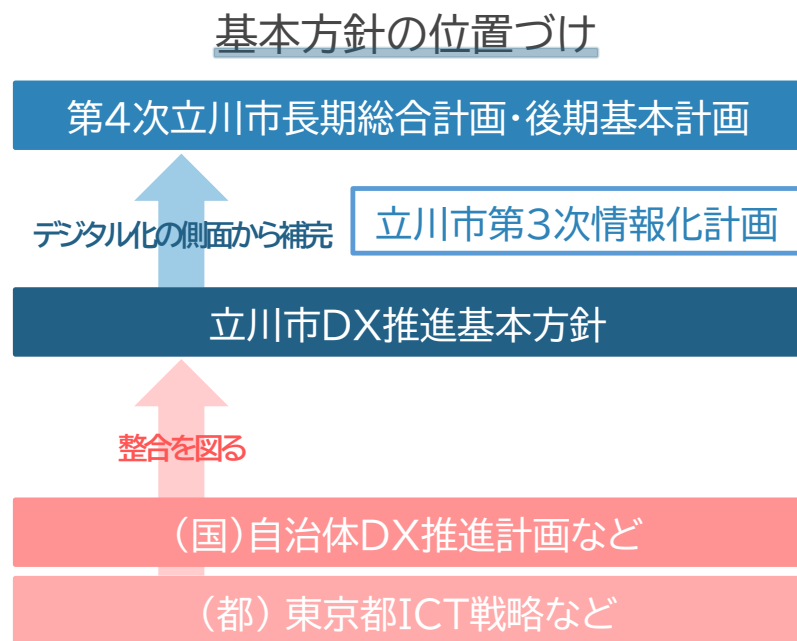
令和4(2022)年1月には、三鷹市、日野市との3市で住民情報系システムの自治体共同クラウドの運用が開始され、業務・システム運用の標準化及び共通化を実現することができました。また令和5(2023)年10月からは小金井市を含めた4市で運用を行っています。行政データを効率的・効果的に利活用するための基盤も整備され、政策形成過程での利用に向け、準備を進めるとともに、市民の利便性向上につながる窓口改革等の取組に向け検討を進めてきました。



第1章 計画の策定にあたって

(7) 策定の目的

令和2(2020)年12月に総務省により「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」が策定されたことを踏まえ、本市では令和4(2022)年12月に「立川市DX推進基本方針」を策定し、市としてDXを進めていくにあたってのビジョンや考え方、方向性などを明らかにしました。「市民のQOL向上のため、行政のあり方をデザインする」というビジョンを示し、立川市第4次長期総合計画後期基本計画をデジタル化の側面から補完する情報化施策の最上位の方針として位置付けてDXを推進してきました。



第1章 計画の策定にあたって

デジタル化は、従来のアナログ的な手法などをデジタルに置き換えることを指し、その目的は、すでに確立された業務の効率化などの改善にとどまります。

一方、DXは業務効率化にとどまらず、業務目的を達成するための業務プロセスを抜本的に見直し、これまでのサービスや仕事の仕方、制度も含め変革し、さらには、組織文化などまでも同時に変革しようとする意識を包含するものです。

今までは、業務本位での効率化が中心でしたが、これからは、市民本位の視点でサービスや業務を抜本的に見直し変革していく必要があります。

人口縮減期を迎え、行政ニーズが多様化・高度化する中、総務省の「自治体戦略2040構想」の中では「従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能を発揮」していくために、すべての自治体でスマート自治体への変換が必要だと考えられています。従来のデジタルへの置き換えではなく、変革を前提にデジタルを活用していかなければなりません。



第1章 計画の策定にあたって

立川市第5次長期総合計画・前期基本計画では、少子高齢化の進行や公共施設等の老朽化といった歳出増につながる諸課題だけでなく、サービスの担い手が不足していく状況も踏まえて、行財政運営のあり方を変化させていくことが求められているとしています。デジタルに関する視点として、限られた経営資源をより必要とされる業務に振り分けるためにも、これまでの単なるシステム化やデジタル化に留まらない、行財政運営のあり方や業務プロセスに変革をもたらす要素として、行政内外のDXを推進する必要があるとしています。

市が限られた経営資源を有効に活用し、必要なサービスを提供していくためには、効率的な業務プロセスの確立やそれに対応した環境構築を行いDXを推進していきます。

そこで、「立川市第3次情報化計画」を全部改定し、令和4年12月に策定した「立川市DX推進基本方針」の基本理念を継承させた、「立川市DX推進計画」を策定し、市民をはじめとしたステークホルダーとDX推進の意義や本市の基本理念を共有し、本市のデジタル化を加速させていきます。

デジタル社会に向けたDXの推進

DXの効果的な推進

やみくもにデジタル化するのではなく、利用者への訴求効果の高い業務分野・手法を見極めるとともに、BPRによる業務プロセスの変革や規制の見直しを含めてDXを推進します。

DXの推進に必要な体制の確立

行政手続きのデジタル化の推進やキャッシュレス決済の拡充とともに、フロントヤード改革やアナログ規制の見直しへの対応に向けて、専門人材の活用、推進に必要な組織体制や制度の確立に取り組みます。

デジタルデバイドへの支援

デジタル化への移行に対応することが困難な利用者に対して、デジタル格差解消のための支援策や市の提供するサービスへのアクセシビリティの向上等を積極的に検討します。

第1章 計画の策定にあたって

1.3 本市におけるデジタル化の現状と本市の課題

(1) 立川市第3次情報化計画の取組状況の振り返り

立川市第3次情報化計画で掲げた3つの柱に対する取組内容と対応状況は次のとおりです。

ICTマネジメント

情報セキュリティ

行政の効率化

柱	取組内容	対応状況（○ 対応 △一部対応 × 未対応）
ICTマネジメント	ネットワーク基盤・業務システムの全体最適化	○システムの新規導入や改修、更新等については、庁内会議での審議を通して、ネットワーク基盤・業務システムの全体最適化につなげました。 ○令和8(2026)年度の庁内ネットワークシステムの再構築に向けて検討しました。
	ICTリテラシーの向上	○ICT人材を育成するため、職層に応じた研修を行い、組織全体のリテラシーの向上を進めました。 ○各業務において個別ツールの利活用に向けた研修を行いました。
情報セキュリティ	情報セキュリティの確保	○情報セキュリティポリシーの定期的な見直しや内部監査の実施、人的対策として情報セキュリティ研修等を通して意識啓発等を行いました。
	業務継続性の確保	○庁内ネットワークシステムや業務用パソコンの適切な管理・運用を行いました。 ○令和4(2022)年度に発生した庁内ネットワークシステムの障害を踏まえ、一部を再構築しました。

第1章 計画の策定にあたって

価値観	取組内容	対応状況（○ 対応 △一部対応 × 未対応）
行政の効率化	新たなデジタル技術の活用	○AI・RPAの導入が進められ、一部の業務において、業務の効率化を進めました。 ○庁内Web会議システムを導入し庁内会議や研修について業務の効率化を進めました。 ×RPAについては庁内ネットワークの構成により全ての業務ニーズに対応できませんでした。また、生成AI等についても情報収集にとどまり、業務への有効性を確認するための実証実験まで至りませんでした。
	次世代型行政サービスの推進	○三鷹市、日野市の3市共同で住民情報システムのクラウド化が開始され（現在は小金井市も含めた4市共同）、事務の共通化ができました。 ○国（法）が求めるガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行に向けて作業を進めました。 ○「キャッシュレス決済の導入」について、一部の窓口で「キャッシュレス決済」に対応したほか、オンライン申請での手数料などが支払い可能となりました。 △「業務のデジタル化、ペーパーレス化の推進」について、紙文書・紙資料の電子化を推進してきた結果、庁内会議等でのペーパーレス化が浸透してきました。一方、会計支出事務や権利義務を伴い押印が必要な文書については様々な課題が明らかとなりました。 ×「窓口タブレット・デジタル署名の導入」「書かない窓口、待たせない窓口の導入」について、手書き負担の軽減及び住民の利便性向上並びに職員の業務効率化につなげていくことを目指し、一部の窓口で実証実験を行いました。導入には至りませんでした。国のシステム標準化後を見据え、窓口のあり方を検討することとしました。 ×「24時間365日の住民サポートの実現」について、AIチャットボットの導入を検討しましたが、導入にはいたりませんでした。
	官民データ利活用の取組	○クラウドサービスを利用し、データ利活用に向けた勉強会を開始しました。 ○検索エンジンの提供事業者が保有するビッグデータの利活用を行いました。 ○東京データプラットフォーム（TDPF）に参加し、情報提供を行いました。

第1章 計画の策定にあたって

(2) 立川市DX推進基本方針の振り返り

立川市DX推進基本方針で掲げた令和6年度末時点におけるゴールイメージに対する対応状況は次のとおりです。

価値観	取組内容	対応状況（○ 対応 △一部対応 × 未対応）
デジタルでつながる便利で快適な市役所	スマホ・PCから、いつでもどこでも行政手続きができる環境の実現に向けた取組が行われている	○デジタル化総合プラットフォームを利用し立川市電子申請ポータルサイトの整備や行政手続きのオンライン化に取り組み、イベントや講座の申込等について幅広くオンライン手続きが可能となり、行政サービスの向上や業務効率化につなげました。 ○オンライン申請での手数料などが支払い可能となりました。 △イベントや講座の申込等について幅広くオンライン手続きが可能となる一方、条例や規則に基づく手続きについては、オンライン化への対応が十分に進みませんでした。
	書かせない・待たせない窓口やワンストップ・サービスの提供等による来庁者の利便性向上に向けた取組が行われている	○マイナポータルから転出届と転入予約ができるように対応しました。 ×事前申請を可能とするWeb申請システムの運用に向けて検討を行いましたが、国のシステム標準化後を見据え、窓口のあり方を検討することとしました。
	いつでもどこからでも市民からの各種問い合わせ対応等の住民サポートができるように、チャットボットの導入等が検討されている	○立川市公式LINEアカウントを用いて、問い合わせ内容に応じた自動応答ができる仕組みを構築しました。
	展開しているサービスについてPDCAサイクルを用いた評価・改善に向けた取組ができている	○庁内会議において、庁内課題への検討を行い、検討結果の一部についてシステム実装を行いました。
デジタルの利便性とセキュリティのバランスがとれた高品質なサービス	他市の取組やシステム導入事例、評価等も調査し、セキュリティ面を配慮しつつ、利便性や品質向上につなげていく取組ができている	○東京都市長会のDX推進担当者の交流プログラムや市町村アカデミーのICT研修等に参加し、他団体の取組状況等の把握に努めました。 ○「たちかわ母子手帳アプリ」やフードシェアサービス「おたすけタバスケ立川」など他団体の事例を踏まえサービスを開始しました。
	業務の共通化・標準化や他部署連携も意識し、全体最適の視点でDXに取り組んでいる	○システムの新規導入や改修、更新等について、庁内会議の審議を通して、全体最適につなげました。 ○若手職員をカイゼンサポーターとして各業務主管課の電子化サポートや優秀事例の庁内共有を行いました。

第1章 計画の策定にあたって

価値観	取組内容	対応状況（○ 対応 △一部対応 × 未対応）
デジタルの利便性とセキュリティのバランスがとれた高品質なサービス	AI・RPA等のデジタル技術を活用し、職員しかできない業務（サービス品質を高めるもの・創造的で付加価値の高いもの）へ注力できる環境となっている	○AI・RPAの導入が進められ、一部の業務において、業務の効率化を進めました。 ×RPAについては市内ネットワークの構成により全ての業務ニーズに対応できませんでした。また、生成AI等についても情報収集にとどまり、業務への有効性を確認するための実証実験まで至りませんでした。
	最適化された職場空間や職員のライフイベント（育児・介護など）にも配慮した職場環境の整備等、高品質な行政サービスの提供とそれに向けた職員の多様な考えを業務に生かすことができる環境に向けた検討がされている	○テレワークシステムを導入し、在宅勤務にかかるルールを整備しました。 ○令和6年度には外部人材としてDX推進専門委員を任用し、市民サービス向上に向けて、職員の働きやすさにつながる市内ICT基盤の改善に向けた検討を行いました。 ○市内Web会議システムを導入し市内会議や研修について業務の効率化を進めました。 ○立川市子育て支援・保健センターにおいて、フリーアドレスの導入作業を進めました。 ×手狭な執務環境等の改善に向け検討を開始しましたが、職員が働きやすい職場環境の整備には至りませんでした。
デジタルを生かした安全・安心で安定した暮らし	SNSサービス等を利用したプッシュ型配信で、市民の防災、防犯等の興味・嗜好性に配慮した必要な情報を届けることができる	○市公式LINEや立川見守りメールを通して、属性に合わせた情報提供や不審者出没、災害発生等の情報配信を行いました。 ○子育てアプリに必要な情報を配信できるようにするため、国の子育て支援制度レジストリ整備に向けて情報提供を行いました。
	事業者等とも連携し高齢者向けスマホ教室の開催など「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」に向けた取組ができている	○国、東京都の事業を活用し、スマホ体験会や講座等を開催しました。 ○郵便局と連携し郵便局窓口でスマホ操作支援を行いました。
	不具合のある道路等の通報等や生活困窮の相談等が気軽にスマホ等からでき、地域の安心・安全で安定した暮らしが実現されている	○道路や公園の情報について、市公式LINEを通じた通報が行える仕組みを構築しました。 ○妊婦サポート面接について、来館が難しい方向けにオンラインにも対応しました。 ○特定保健指導事業において利用者の利便性に配慮しオンライン面談を実施しました。
	政策や制度をつくる過程に市民が参加し、課題の現場に最も近い市民の意見を反映させる大切な機会である審議会等において、多様な市民が参加しやすい環境整備に向けた検討がされている	○審議会や市民と議員との意見交換会等においてオンラインの開催を行いました。 ○市議会の委員会にオンラインで参加できるように制度を見直しました。 ○市政アンケートについてオンラインでの回答が可能となりました。

第1章 計画の策定にあたって

(3) 自治体DX推進計画【第3.0版】の重点取組事項への対応状況

自治体DX推進計画【第3.0版】の重点取組事項	
記載項目	対応状況（○ 対応 △一部対応 × 未対応）
(1)自治体フロントヤード改革の推進	○自治体共同クラウド(4市)の標準化・共通化後を視野に検討を進めました。
(2)自治体の情報システムの標準化・共通化	○自治体共同クラウド(4市)にて標準化移行に向けた作業を進めました。
(3)公金収納におけるeLTAXの活用	○納税通知書に同封した地方税統一QRコードを用いて、キャッシュレス決済が可能となりました。
(4)マイナンバーカードの普及促進・利用の推進	○マイナンバーカード申請お助けサービスやマイナポイント申込(公金受取口座や保険証の設定)の支援を実施しました。 ○コンビニ交付10円キャンペーンを実施しました。
(5)セキュリティ対策の徹底	○「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定等を踏まえ、次期庁内ネットワークシステムの検討を行いました。
(6)自治体のAI・RPAの利用促進	○一部の業務においてAIやRPAを利活用した業務の見直しを行いました。 ○さらなる利用促進に向け庁内におけるニーズ調査を行いました。
(7)テレワークの推進	○テレワークシステムを導入し、在宅勤務等による庁内ネットワークを利用した業務が行えるようになりました。

第1章 計画の策定にあたって

(4) 課題

市民ニーズへの対応

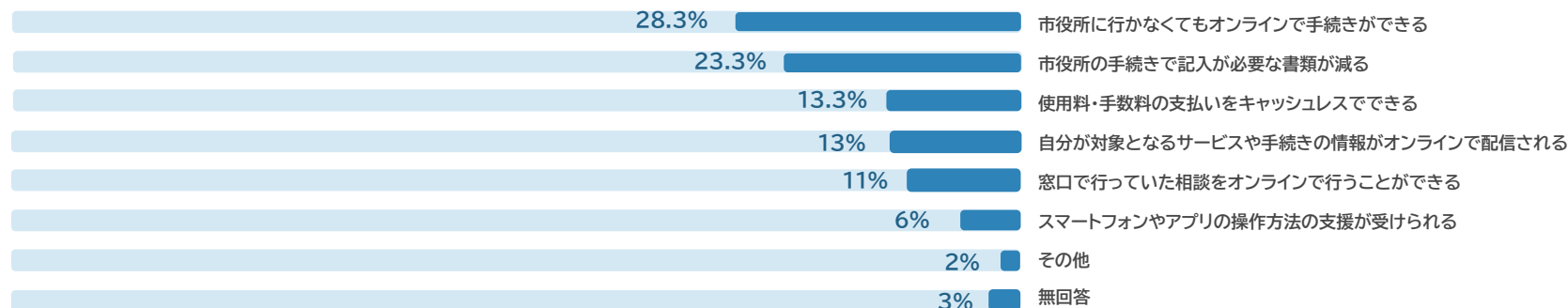
令和6(2024)年8月に取りまとめた「令和6年度(令和5年度実績)市政に関するアンケート」では、本市のデジタル化について期待することとして、「市役所に行かなくてもオンラインで手続きができる」(回答数に対する構成比が28.3%)、「市役所の手続きで記入の必要な書類が減る」(同23.3%)、「使用料・手数料等の支払いをキャッシュレスでできる」(13.3%)が上位3項目となっています。

令和5(2023)年度からデジタル化総合プラットフォームを利用した行政手続きのオンライン化を推進しており、対応できる手続きは増加傾向にあります(令和5年度末時点で243手続きを公開し、90,375件のオンライン申請等を受け付けました)。また、一部の手続きでオンライン決済を開始しました。

しかし、法令や条例等の例規に基づく手続きについては対応できる手続きが少ない状況ですが、令和6年4月にオンライン化通則条例を施行しましたので、今後対応していきます。

また、いわゆる「書かない窓口」については、地方公共団体情報システム標準化の動向を見据え、引き続き検討していく必要があります。

あなたが、立川市のデジタル化について期待することは何ですか。(あてはまるもの全てを選択)



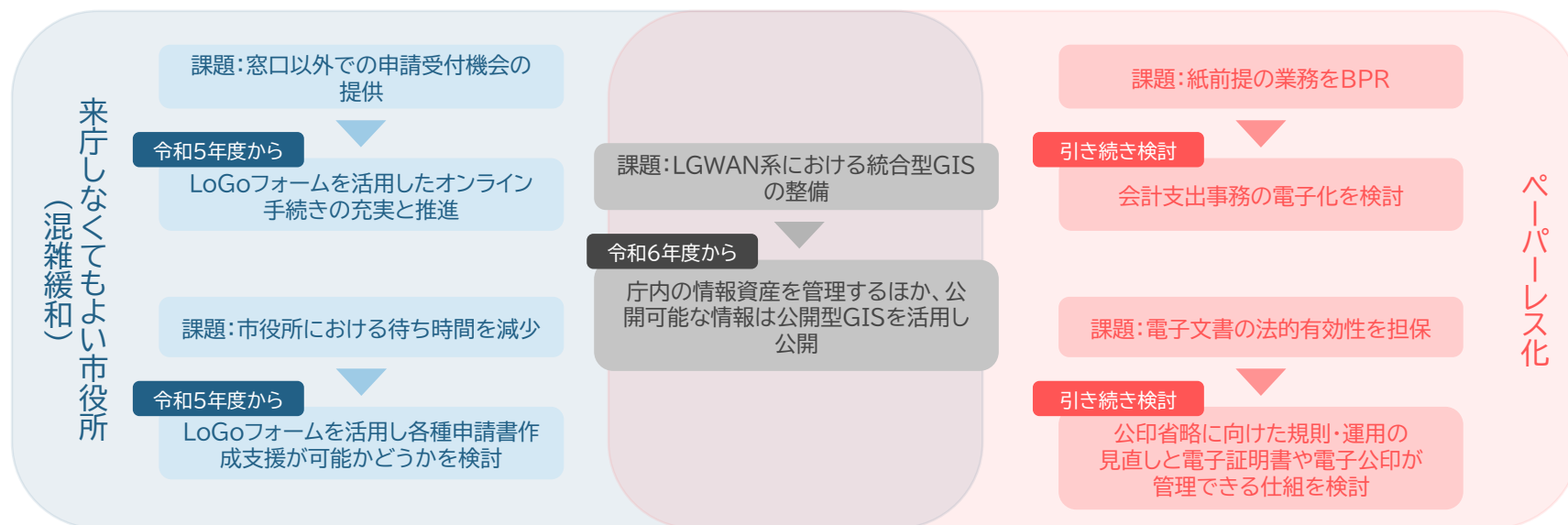
第1章 計画の策定にあたって

庁内の会議体による提言への対応

全庁的な課題である「来庁しなくてもよい市役所(混雑緩和)」と「ペーパーレス化」に向けた検討を行うため、令和5(2023)年2月に情報化推進委員会DX推進専門部会を設置しました。

令和5年7月に当該部会から、窓口以外での申請受付機会の提供や市役所における待ち時間の減少につなげていくために検討すべき取組や、紙前提の業務を見直すために検討すべき取組について提言がありました。

提言のうち、令和6(2024)年度までに対応できなかった会計支出事務の電子化や電子文書の法的有効性の担保に向けた取組等については、引き続き検討していきます。



第1章 計画の策定にあたって

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定

国では「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等を踏まえ、 β ’モデル移行のための支援方策の検討やLGWAN接続系のローカルブレイクアウト(α ’モデル)の検討が進められています。

本市においても次期の市内ネットワークシステムのあり方を令和5(2023)年度から検討を進めています。令和6(2024)年度には外部人材であるDX推進専門委員が加わり、市内ICT基盤の改善に向けた検討を進めています。

職員が働きやすい職場環境を実現し、行政サービスの更なる向上につなげていきます。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 DXとは

第2節 計画策定の背景と目的

第3節 本市におけるデジタル化の現状と本市の課題

第2章 DX推進計画

第1節 計画の位置づけと期間

第2節 基本理念

第3節 組織が共通して持つべき価値観

第4節 取組の柱

第5節 取組の柱に対する取組の基本方針

第3章 推進体制

第1節 推進体制

第2節 計画の進行管理

第4章 DX推進にあたっての行動指針

第1節 DX推進にあたっての行動指針

第2節 BPRへの取組

第3節 サービスデザイン思考

第5章 資料編

第1節 各種資料

第2節 用語解説

第3節 策定経過

第4節 審議会

第5節 市民参加

第6節 庁内体制

第7節 関係条例(規則・要綱)

第2章 DX推進計画

2.1 計画の位置づけと期間

(1) 位置づけ

立川市DX推進計画は、上位計画である「立川市第5次長期総合計画」の計画達成のため、「行財政改革の推進」、「デジタル環境の整備と維持管理」施策の個別計画と位置付けるとともに、「立川市第5次長期総合計画」に掲げる未来ビジョンの実現に向けた取組をDXの視点で下支えするための基本的な指針とします。

立川市第3次行政経営計画、立川市第5次職員人材育成実施計画等の各種個別計画との整合性を図ります。

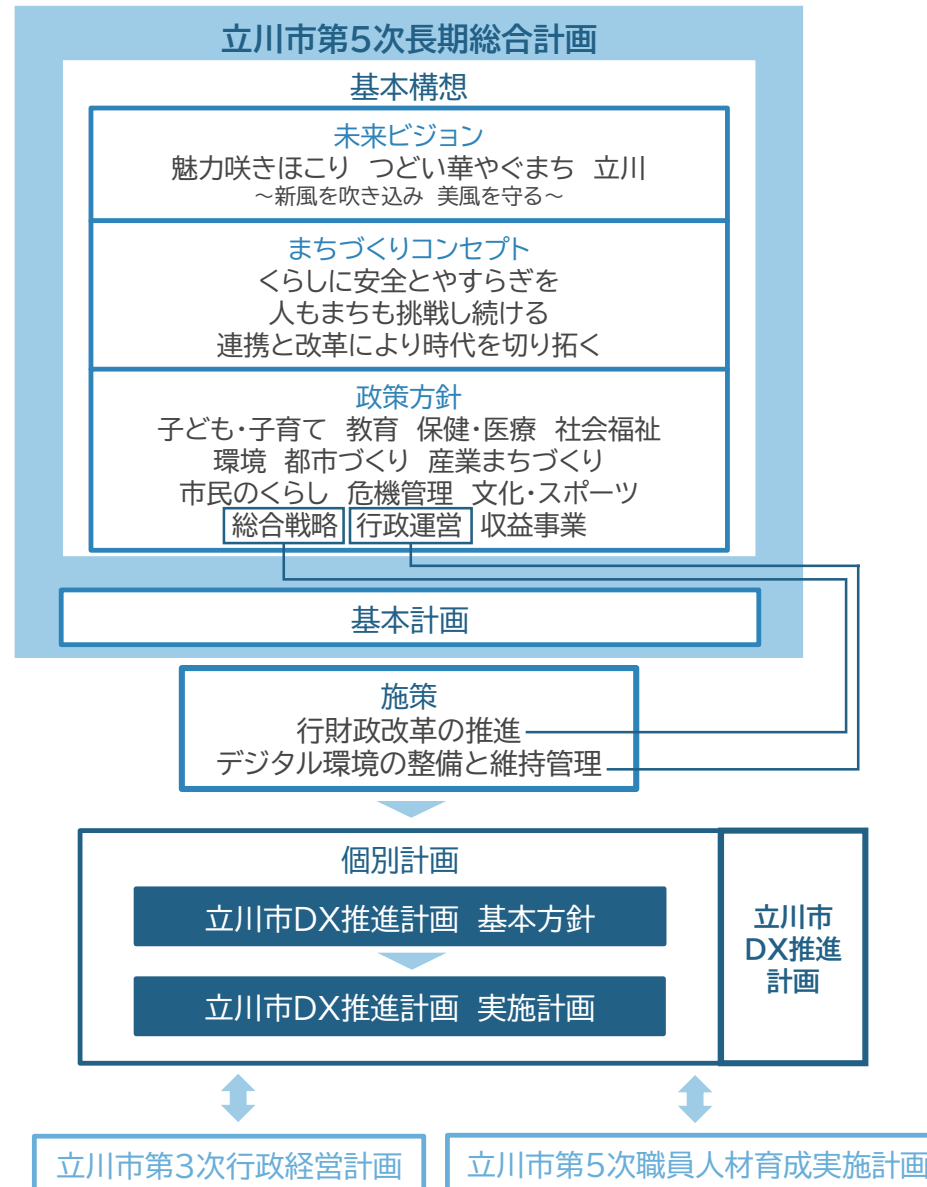
各個別計画の目標達成につなげていくデジタル化施策等については「立川市DX推進計画実施計画」として取りまとめ、機動的に対応できるようにマネジメントしていきます。

計画の策定にあたっては、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」(以下「デジタル手続法」という。)が求める行政手続の原則オンライン化や、国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」、「自治体DX推進計画」、都の「スマート東京実施戦略」等を踏まえることとします。

また、官民データ活用推進基本法第9条第3項による本市の「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付けることとします。

第2章 DX推進計画

位置づけ

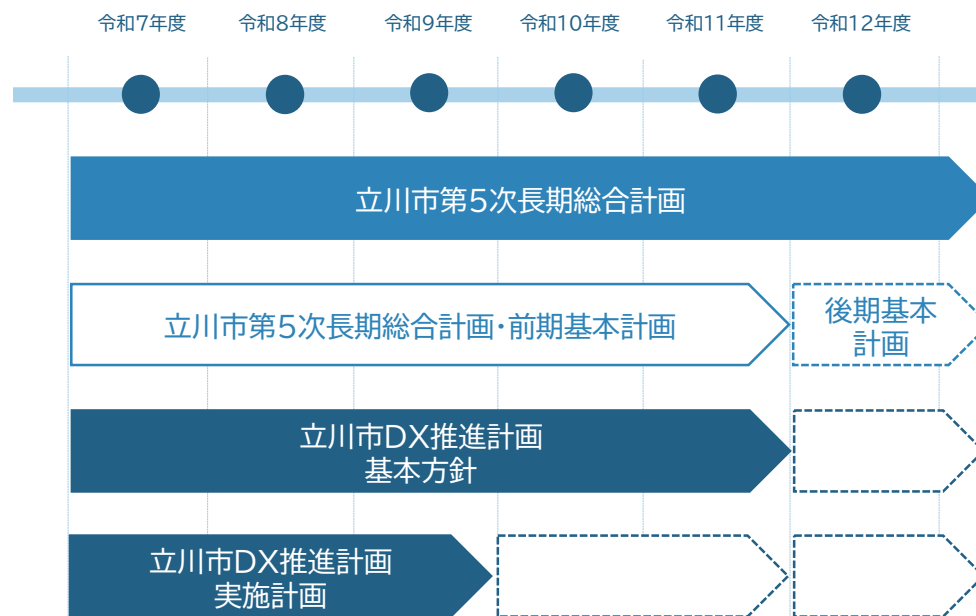


第2章 DX推進計画

(2) 期間

本計画(基本方針)の期間は、他の計画の期間と合わせて、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

実施計画の期間は、令和7(2025)年度から令和9(2027)年度までの3年間とし、3年目に見直すこととします。

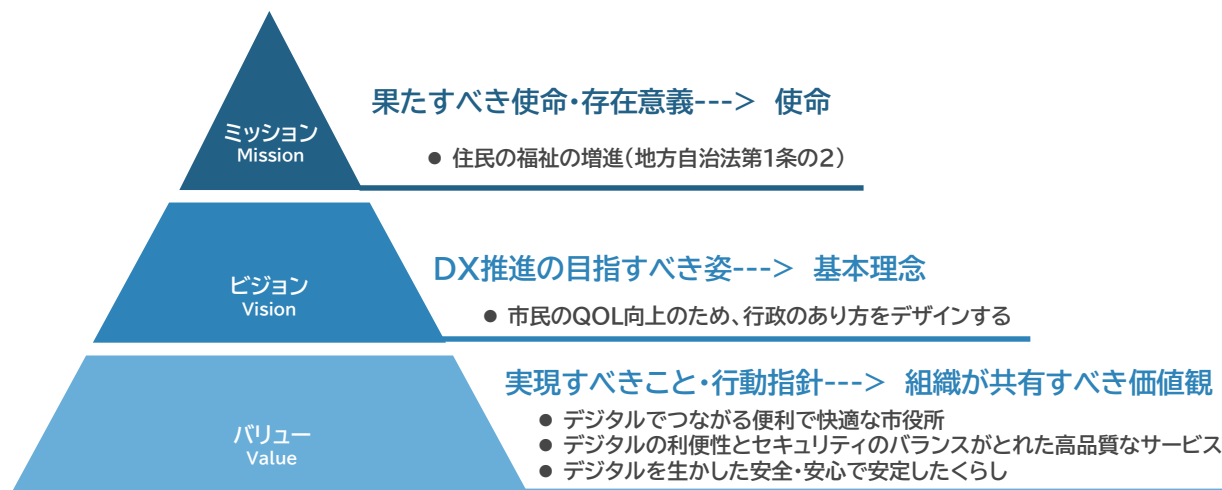


第2章 DX推進計画

2.2 基本理念

令和4(2022)年12月に策定した立川市DX推進基本方針で定める基本理念を継承し、立川市第5次総合計画前期計画及び情報化施策の動向を踏まえた本市のデジタル化についての基本理念として「市民のQOL向上のため、行政のあり方をデザインする」を掲げます。

すべての人が生活の質を向上できるように、デジタル技術を有効に活用していきます。また、基本理念に基づき、各施策の効率的、効果的な事務事業の実施を促し、本市の掲げる未来ビジョンの実現を目指していきます。



第2章 DX推進計画

2.3 組織が共通して持つべき価値観

本市のDX推進における考え方として、次の3つの価値観を組織が共有すべき価値観として掲げ、行政サービスの向上に取り組んでいきます。



デジタルでつながる
便利で快適な市役所



デジタルの利便性と
セキュリティの
バランスがとれた
高品質なサービス



デジタルを生かした
安全・安心で安定し
た暮らし

(1) デジタルでつながる便利で快適な市役所

今までの市役所は対面サービスが主流であり、平日の開庁時間でないと必要な手続きができないなど、仕事を休んで来庁する必要がありました。

市民の「時間」という価値を大切に考え、市民が今いる場所から必要な手続きができ、移動にかかる時間や手続きが完了するまでの時間をなくす、もしくは最小限にすることを目指していきます。

デジタルを選択しない市民も尊重し、デジタルを選択しない市民への行政サービスについても利便性や品質を確保していきます。

第2章 DX推進計画

(2) デジタルの利便性とセキュリティのバランスがとれた高品質なサービス

今まではセキュリティ面の方に重点が置かれ、利便性に資する新たな施策が展開しづらい状況でした。一方、社会全体のデジタル化の進展とともに急速なクラウドサービスの普及が広がっており、業務のデジタル化を進めるにあたってインターネットを利用したクラウドサービスの需要が高まっています。

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等を踏まえ、最適なネットワークモデルを選択するとともに、政府が求めるセキュリティ要求を満たしたISMAPに登録されているサービス等、安全性が担保されたサービスを選択しながら市民サービスの向上につなげていきます。

(3) デジタルを活かした安全・安心で安定した暮らし

本市では、安全・安心で安定した暮らしを実現するため、防犯や防災、福祉など様々な事業を展開しています。

これらの事業にデジタル技術等を用いることにより、よりきめ細かく、より大きな効果が見込めないか、という観点から業務に取り組んでいきます。

国が掲げる「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を目指し、多様な市民等がその状況に応じて等しくデジタル技術の恩恵を享受できる地域社会や市民生活の実現に向けて取り組んでいきます。

第2章 DX推進計画

2.4 取組の柱

デジタル社会に向けたDXの推進にあたっては、「行政サービスのDX」「行政内部のDX」「地域社会のDX」の3つの柱を設定し、自治体DXに取り組んでいきます。

行政サービスのDX

市民本位でサービスをデザインし、
便利で高品質なサービス提供で
暮らしを支えます。

行政内部のDX

持続可能な行政運営のため、業
務の生産性向上につながる取組
を推進します。

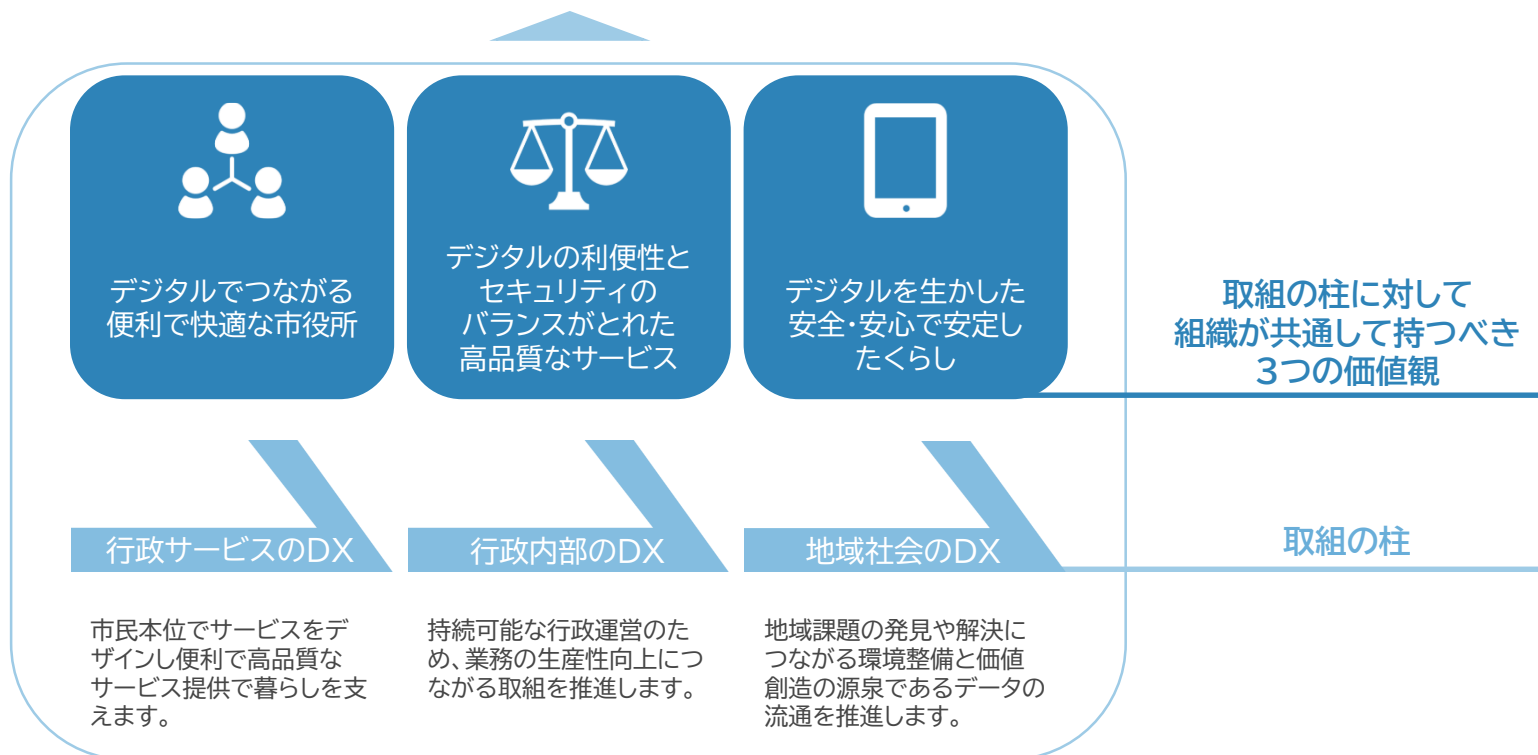
地域社会のDX

地域課題の発見や解決につな
がる環境整備と価値創造の源泉
であるデータの流通を推進します。

第2章 DX推進計画

すべての人がデジタルの恩恵を享受できる社会を目指して
市民のQOL向上のため、行政のあり方をデザインする

基本理念



機械的な作業はデジタルの力を利用して業務効率化し余白を生み出す

生み出した**人的資源**

職員は**創造的で付加価値の高い業務**に重点を置く

第2章 DX推進計画

2.5 取組の柱に対する取組の基本方針

行政サービスのDX

方向性1 行政手続のオンライン化の促進

パソコン・スマホからいつでもどこでも行政手続ができ、オンラインで完結できる手続を充実させていきます

方向性2 スマート窓口の推進

来庁した市民の皆さんの待ち時間や書類への記入事項が最小限となるように、バックヤードとフロントヤードの両面からBPRを行います

方向性3 デジタルを用いた住民サポートの推進

支援が必要な方や利用者の属性に応じた必要な関連施策についてスマートフォンアプリなどを通してプッシュ通知するなど住民サポートを推進していきます

方向性4 マイナンバーカードの利活用の促進

デジタル社会の社会基盤となるマイナンバーカードの利活用につながる施策を展開していきます

方向性5 相談窓口の充実

オンライン相談等の手段を確保しつつ、オンラインにはなじまない相談等には住民に寄り添った対応を行っていきます

方向性6 通知文書の電子化

公印や署名の必要性の見直しに合わせ、市からの処分通知について、市民や事業者の希望に応じて電子文書で通知できる環境整備に向け検討します

第2章 DX推進計画

行政内部のDX

方向性7 業務プロセス・業務フローの見直しによる職員負荷の軽減

今までの業務プロセス、業務フローの抜本的な見直しにデジタル技術等を活用し、生産性向上や業務効率化を実現していきます

方向性8 情報システムの標準化・共通化、最適化の推進

標準化・共通化、最適化を進め、将来的な人的・財政的負担の軽減や市民の利便性向上を目指します

方向性9 デジタルシフト、ペーパーレス化の推進

紙文書・紙資料の電子化を推進し、データのメリットを最大限に活用することで効率化を図ります

方向性10 働き方改革による多様な働き方等の推進

職員のライフイベント(育児・介護など)にも配慮し働き続けられる環境を検討していきます

方向性11 DX実行体制の構築

デジタル技術を活用し、市民サービスや従来の業務を改革できるDX実行体制の構築とデジタル人材を確保・育成していきます

方向性12 政策立案等の創造的で付加価値の高い業務へのシフト

業務の生産性向上や効率化で余白部分を生み出し、創造的で付加価値の高い業務へシフトしていくことを目指します

方向性13 情報セキュリティ確保

セキュリティを確保しつつ、新しい働き方や質の高いクラウドサービス等の利活用に対応し、職員の生産性向上につなげていきます

第2章 DX推進計画

地域社会のDX

方向性14 デジタルを用いた地域とのつながりの推進

デジタルを用いて社会的意義のある活動への参加促進や地域振興につなげていきます

方向性15 デジタルを用いた多様な情報伝達手段の推進

プッシュ型配信等、SNS等を利用した多様な情報伝達手段の確保を推進していきます

方向性16 デジタルデバイドの解消

地域や年齢等の違いにより生じる情報格差の解消を目的とした事業を展開していきます

方向性17 地域との対話の充実

業務の生産性向上や効率化で余白部分を生み出し、さらなる地域との対話の充実へつながる施策を展開していきます

方向性18 オープンデータの推進

地域課題の解決や市民生活の向上、民間事業者による新たなサービスの創出等につながるよう東京データプラットフォームを活用していきます

方向性19 教育におけるDXの推進

オンライン学習が進み、個別最適のICT教材等を最大限有効活用できる教育環境を整備します

第1章 計画の策定にあたって

第1節 DXとは

第2節 計画策定の背景と目的

第3節 本市におけるデジタル化の現状と本市の課題

第2章 DX推進計画

第1節 計画の位置づけと期間

第2節 基本理念

第3節 組織が共通して持つべき価値観

第4節 取組の柱

第5節 取組の柱に対する取組の基本方針

第3章 推進体制

第1節 推進体制

第2節 計画の進行管理

第4章 DX推進にあたっての行動指針

第1節 DX推進にあたっての行動指針

第2節 BPRへの取組

第3節 サービスデザイン思考

第5章 資料編

第1節 各種資料

第2節 用語解説

第3節 策定経過

第4節 審議会

第5節 市民参加

第6節 庁内体制

第7節 関係条例(規則・要綱)

第3章 推進体制

3.1 推進体制

(1) 計画の推進体制

本市は、ICTを活用した情報化施策の総合的かつ計画的な推進と情報セキュリティに関する重要な事項を審議するため、市長を本部長とする『立川市IT(情報通信技術)推進本部』を設置しています。

この推進本部のもとに、本計画の施行や情報システム導入などを検討する『情報化推進委員会』と、情報セキュリティに関する事項を統括する『情報セキュリティ委員会』を設置しています。

また、両委員会には、必要に応じて専門部会を設置し、特定の事項について専門的な調査・研究と検討を進めることとしています。令和5年2月には『情報推進委員会DX推進専門部会』を設置しました。

本計画の推進と計画に基づく各事業の進捗状況等の検証については、『情報化推進委員会』のもとで取り組み、必要に応じて『情報推進委員会DX推進専門部会』を活用しながら本市のDX推進に取り組んでいきます。

(2) DX実行体制の構築とデジタル人材の育成・確保

庁内各部署で円滑にDXに取り組むことができる新たな体制を検討し構築します。

「高度専門人材」「DX推進リーダー」「一般職員」に区分し、それぞれに応じたデジタル人材の育成・確保しながら、DX推進に取り組んでいきます。

第3章 推進体制

推進体制

立川市IT(情報通信技術)推進本部

本部長:市長

<役割>

- ①電子自治体の構築に関すること
- ②情報のセキュリティに関すること
- ③デジタル・トランスフォーメーションの推進に関すること

最高情報責任者(CIO)

副市長(DX担当)

<役割>

個別調整事項等への指示・決定 等

情報セキュリティ委員会

委員長:副市長

事務局:行政管理部情報システム課

<<役割>>

- ①個人情報の保護及び事故防止に関すること
- ②電子情報処理の管理運営に係る基本方針に関すること
- ③電子情報処理の有効利用に係る基本的事項に関すること
- ④電子情報処理の外部委託に関すること

情報化推進委員会

委員長:行政管理部長

事務局:行政管理部情報システム課

<<役割>>

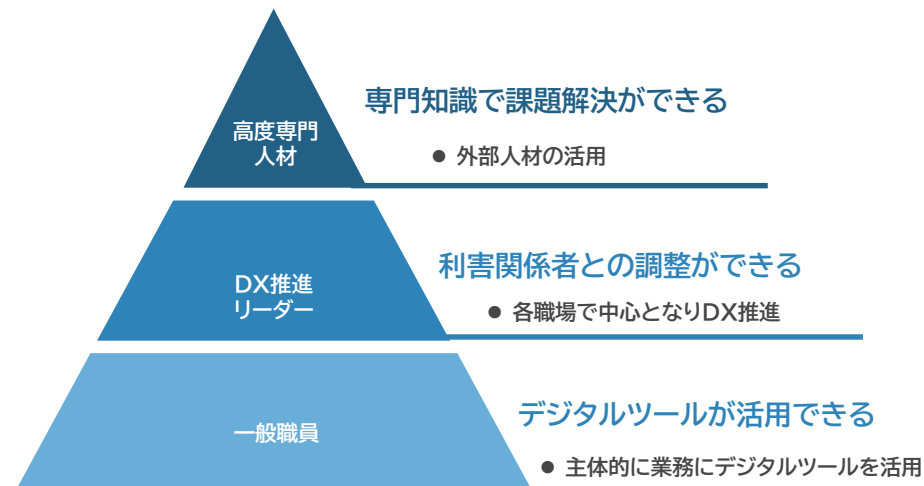
- ①電子自治体推進計画の施行に関すること
- ②情報化推進施策に関すること
- ③電子情報処理業務の決定及び推進に関すること
- ④デジタル・トランスフォーメーションの総合的な企画及び推進に関すること

指示

提案・検討・報告

DX推進計画・事務局 : 市長公室改革推進課

人材区分

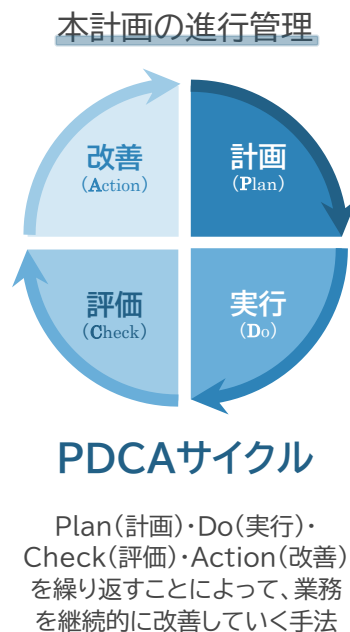


第3章 推進体制

3.2 計画の進行管理

本計画の実施期間全体でのマネジメントについては、PDCAサイクルをもとに取り組み、計画立案、施策を実行、評価及び改善のサイクルにより推進していきます。

本計画に基づく個別施策については、急速に変化するデジタル技術に柔軟かつスピーディーに対応するため、その時に求められる施策をスピーディーに意思決定し、別に定める「立川市DX推進計画実施計画」(以下、「実施計画」という。)を改訂し対応していきます。



第1章 計画の策定にあたって

第1節 DXとは

第2節 計画策定の背景と目的

第3節 本市におけるデジタル化の現状と本市の課題

第2章 DX推進計画

第1節 計画の位置づけと期間

第2節 基本理念

第3節 組織が共通して持つべき価値観

第4節 取組の柱

第5節 取組の柱に対する取組の基本方針

第3章 推進体制

第1節 推進体制

第2節 計画の進行管理

第4章 DX推進にあたっての行動指針

第1節 DX推進にあたっての行動指針

第2節 BPRへの取組

第3節 サービスデザイン思考

第5章 資料編

第1節 各種資料

第2節 用語解説

第3節 策定経過

第4節 審議会

第5節 市民参加

第6節 庁内体制

第7節 関係条例(規則・要綱)

第4章 DX推進にあたっての行動指針

4.1 DX推進にあたっての行動指針

自治体においては、単に既存業務をデジタルに置き換えることでの効率化から、変革を前提としたデジタル技術等の活用により、今までのプル型からプッシュ型行政サービスの提供など、さらなる行政サービスの向上や業務改善を進め、自治体が抱える課題の解決に積極的に取り組んでいくことが求められています。

デジタル化に対応した規則や要綱などのルールを見直していくとともに、働き方を変えていく等、職員の意識改革が必要となります。

業務の遂行に際し、今までの価値観から脱却し、全職員が共通のイメージを共有しながら変革に向かって行動に移していくことを目指し、次の行動指針を定めます。



DX推進にあたっての行動指針

1. 市民本位で考え新たな価値の提供を意識し追求する
2. 今までの事務に疑問を感じたら業務プロセスを見直してみる
3. 「余裕がないからできない」ではなく「余裕を生み出す」ために取り組む
4. チャレンジ&アジャイル・「できない理由」ではなく「できる方法」を考える
5. 他団体の成功事例を真似てみる
6. 庁内横断的に取り組み、さらなる業務効率化を意識する

第4章 DX推進にあたっての行動指針

1. 市民本位で考え新たな価値の提供を意識し追求する

- ✓ 今までですでに確立された業務にICTを利用する業務本位の効率化を進めてきましたが、これからは、現在提供しているサービスは誰もがデジタル化の恩恵を享受できるように配慮されているかなど、住民本位のサービス設計となっているか、という観点から業務に取り組んでいきます。
- ✓ 来庁不要や待ち時間の短縮などにつながる取組やプッシュ型行政サービスにつながる取組を推進していきます。

2. 今までの事務に疑問を感じたら業務プロセスを見直してみる

- ✓ 業務目的に対する業務プロセス等が適切かどうか、現在の事務に投入している経営資源は適正か、民間サービスやデジタル技術の利用等により業務効率化やよりよい市民サービスが実現できるか、という観点から業務に取り組んでいきます。
- ✓ 事務を執るにあたり「こうならないか」「こうしたいのに」「これ無駄じゃないか」という場面においては、その業務プロセスが残ってきた背景も踏まえた上で、課題を共有し、DX推進につながるように前向きに取り組んでいきます。

3. 「余裕がないからできない」ではなく「余裕を生み出す」ために取り組む

- ✓ 自治体DXの意義は「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる」とともに「デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく」ことです。
- ✓ 自治体DXは「職員の余裕を生み出すための取組」でもあります。「忙しくて余裕がない」現状を変え、持続可能な行政運営をしていくために、優先度を上げて前向きに取り組んでいきます。
- ✓ ペーパーレス化の取組にもつなげ、物理的なスペースのほか、心の余裕にもつなげていきます。

第4章 DX推進にあたっての行動指針

4. チャレンジ&アジャイル・「できない理由」ではなく「できる方法」を考える

- ✓ 自治体DXを推進し、その果実を得るためには、積極的かつ前向き姿勢で取り組んでいかなければなりません。失敗を恐れずできることから進め、小さな成功体験を重ね大きな成果につなげていきます。
- ✓ 今までの事務を変革していくことに消極的な意見もあることが考えられますが、取組内容が評価できるものであれば、実現に向けて「できる方法」を考えていくこととします。

5. 他団体の成功事例を真似てみる

- ✓ 自治体DXへの取組にあたって、他団体の成功事例を研究しながら進めていきます。
- ✓ 本市においても他団体の成功事例が適用でき、十分に効果があると評価できるものであれば、市民サービスや業務の変革を積極的に取り組んでいきます。

6. 庁内横断的に取り組み、さらなる業務効率化を意識する

- ✓ 成功事例については庁内で共有し、庁内横断的に取り組んでいけるようにしていきます。

第4章 DX推進にあたっての行動指針

4.2 BPRへの取組

本市では、変革(X)を前提にデジタル技術等(D)を活用していきます。業務変革を成功させるためには、BPRへの取組が必要です。DX推進にあたりBPRを次のように考え、取り組んでいきます。

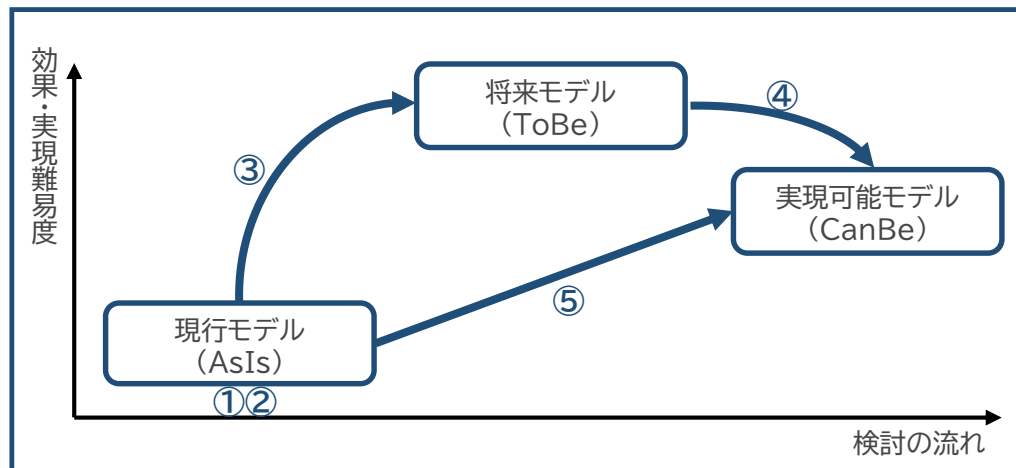
【DX推進にあたってのBPRの考え方】

業務本来の目的に立ち返り、市民や事業者、職員などステークホルダーの満足度が高まるように、業務プロセスの視点から業務フローなどを継続的に見直すこと

まずは現行モデルを可視化し、業務本来の目的に立ち返り、将来モデル(ToBe)の検討と実現可能モデル(CanBe)の検討を行います。その際、ステークホルダーの満足度が高まるように十分な配慮を行います。

実現可能モデルの実現ができれば将来モデルの実現に向け取組を継続していきます。

第4章 DX推進にあたっての行動指針



①現行業務(AsIs)の調査

⇒Why(何のためにその業務をやっているのか)・What(どんな業務か)・How(どうやっているのか)を明らかにすると同時に業務量などを調査し、問題点を浮き彫りにします。

②業務分析

⇒調査結果から、業務フローやプロセス分析等で、現状分析を可視化し、課題を整理します。

③業務プロセス改革案(将来モデル)の提示

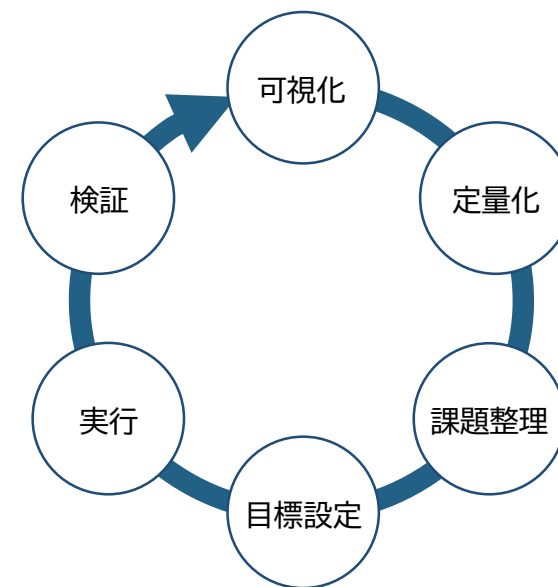
⇒業務分析結果とヒト(組織・事業者等)・モノ(情報システム、什器等)・コト(ルール等)やステークホルダーへの効果等の観点から、本来あるべき理想的な将来モデルを作成します。

④業務プロセス改革案(実現可能モデル)の提示

⇒現行制度や予算、ICT環境等を踏まえた実現可能モデルを提示します。

⑤実現可能モデルの実現

⇒実現可能モデルの実現に向け庁内の合意形成を図り、実現していきます。



**将来モデルに向けて
取組を継続していきます**

第4章 DX推進にあたっての行動指針

4.3 サービスデザイン思考

人口縮減時代において経営資源に限られる中、持続可能な行政サービスに向けた突破口の一つとして、デジタル技術の活用等があります。

先の項目で触れたとおり、まずは、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させることと、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められています。

市民サービスがデジタル化されていくことにより、データを起点に業務を組み立て直すことが可能となり、効率的な行政運営が可能となります。ただし、デジタル化されたとしても利用されないサービスでは意味がありません。利用するための手順や事務処理の手順について、利用者にとってわかりやすく、使いやすくデザインされた、住民本位のサービス(UI)である必要があります。

「サービスデザイン思考」とは、サービスへのアクセスや提供、それに伴う各種の業務を、利用する市民の考え方や行動などを踏まえデザインし、ステークホルダー全体の課題解決を図り、より良い状態にしていこうとするものです。

利用する市民がどのように振る舞い、どのように考えているかを理解した上で、サービスの利用・提供を通じた体験全体(UX)をデザインして自治体DXを推進していきます。

第4章 DX推進にあたっての行動指針

サービス設計12箇条

第1条
利用者のニーズから出発する

×提供者視点

第2条
事実を詳細に把握する

×思い込み

第3条
エンドツーエンドで考える

×サービスや手続きを個別に切り取って検討

第4条
全ての関係者に気を配る

×利用者だけ

第5条
サービスはシンプルにする

×複雑なマニュアル等

第6条
デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める

×新技術を検討しない

第7条
利用者の日常体験に溶け込む

×提供者視点

第8条
自分で作りすぎない

×車輪の再発明、過剰なカスタマイズ

第9条
オープンにサービスを作る

×閉鎖された環境

第10条
何度も繰り返す

×初めから完璧に

第11条
一遍にやらず、一貫してやる

×初めからすべてを一度に実施

第12条
情報システムではなくサービスを作る

×実現手段である情報システムに固執する

第1章 計画の策定にあたって

第1節 DXとは

第2節 計画策定の背景と目的

第3節 本市におけるデジタル化の現状と本市の課題

第2章 DX推進計画

第1節 計画の位置づけと期間

第2節 基本理念

第3節 組織が共通して持つべき価値観

第4節 取組の柱

第5節 取組の柱に対する取組の基本方針

第3章 推進体制

第1節 推進体制

第2節 計画の進行管理

第4章 DX推進にあたっての行動指針

第1節 DX推進にあたっての行動指針

第2節 BPRへの取組

第3節 サービスデザイン思考

第5章 資料編

第1節 各種資料

第2節 用語解説

第3節 策定経過

第4節 審議会

第5節 市民参加

第6節 庁内体制

第7節 関係条例(規則・要綱)

第5章 資料編

5.1 各種資料

デジタル田園都市国家構想総合戦略 (2023. 12. 26 閣議決定)

ページ10

【デジタル田園都市国家構想】

- 「新しい資本主義」の重要な柱の一つ
- 地方は、自らが目指す社会の姿を描き、自主的・主体的に構想の実現に向けた取組を推進し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す



出典：デジタル田園都市国家構想HP
(内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局)

自治体DX推進計画等の概要

- 「デジタル・ガバメント実行計画」策定（令和2年12月）以降、自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策、手順書、参考事例集等を取りまとめ、自治体の取組を後押し（計画期間：令和3年1月～令和8年3月）。
- 令和5年度においても、フロントヤード改革や都道府県と市区町村との連携による推進体制の構築に係る取組等、適宜計画等に反映。

自治体DX推進計画（2020.12.25策定、2024.4.24改定）

■自治体におけるDXの推進体制の構築

- ① 組織体制の整備 ② デジタル人材の確保・育成
- ③ 計画的な取組 ④ 都道府県による市区町村支援

■重点取組事項

- ① 自治体フロントヤード改革の推進
 - ・ 各自治体の実情に応じた創意工夫で、新しいフロントヤード（住民と自治体の接点）を実現
- ② 自治体情報システムの標準化・共通化
 - ・ 2025年度までに基幹系20業務システムを標準準拠システムへ移行
- ③ 公金収納におけるeLTAXの活用
- ④ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- ⑤ セキュリティ対策の徹底
- ⑥ 自治体のAI・RPAの利用推進、⑦ テレワークの推進

■自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項

- ① デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- ② デジタルデバйд対策
- ③ デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し

自治体DX推進手順書（2021.7.7策定）

■自治体DX全体手順書（2024.4.24改定）

- ・ DXの推進に必要なと想定される一連の手順を0～3ステップで整理
ステップ0：認識共有・機運醸成 ステップ1：全体方針の決定
ステップ2：推進体制の整備 ステップ3：DXの取組の実行

■自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書 (2023.9.29改定)

- ・ 自治体情報システム標準化・共通化の意義・効果、作業手順等を示す

■自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書 (2024.4.24改定)

- ・ 自治体の行政手続のオンライン化の取組方針や作業手順等を示す

■自治体DX推進参考事例集（2024.4.24改定）

- ・ 全国の自治体におけるDXの最新の取組を、①体制整備、②人材確保・育成、③内部DXに整理し、参考事例集としてまとめたもの

地域社会のデジタル化に係る参考事例集（2021.12.28策定、2022.9.4改定）

これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各事業の概要に加え、事業のポイント・工夫点、取組に至った経緯・課題意識等を参考事例集としてまとめたもの

デジタル社会の実現に向けた重点計画 (2024. 6. 21 閣議決定)

ページ10

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要

参考資料 2

- デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会へ誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化へ
- デジタル社会形成の基本原則（①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包括・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献）

IT基本法の見直しの考え方

IT基本法施行後の状況の変化・法整備の必要性

- ✓ データの多様化・大容量化が進出し、その活用が不可欠
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れ等が顕在化
⇒ IT基本法の全面的な見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁を設置

どのような社会を実現するか

- ✓ 国民の幸福な生活の実現：「人に優しいデジタル化」のため徹底した国民目線でユーザの体験価値を創出
- ✓ 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現：アクセシビリティの確保、格差の是正、国民への丁寧な説明
- ✓ 国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展：民間のDX推進、多様なサービス・事業・就業機会の創出、規制の見直し

デジタル社会の形成に向けた取組事項

- ✓ ネットワークの整備・維持・充実、データ流通環境の整備
- ✓ 行政や公共分野におけるサービスの質の向上
- ✓ 人材の育成、教育・学習の振興
- ✓ 安心して参加できるデジタル社会の形成

役割分担

- ✓ 民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る
- ✓ 国と地方が連携し情報システムの共同化・集約等を推進

国際的な協調と貢献、重点計画の策定

- ✓ データ流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、貢献
- ✓ デジタル社会形成のため、政府が「重点計画」を作成・公表

デジタル庁設置の考え方

基本的考え方

- ✓ 強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織
- ✓ 基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備

デジタル庁の業務

- ✓ 国の業務システム：基本的な方針を策定。予算を一括計上することで、統括・監理。重要なシステムは自ら整備・運用
- ✓ 地方共通のデジタル基盤：全国規模のクラウド移行に向けた標準化・共通化に関する企画と総合調整
- ✓ マイナンバー：マイナンバー制度全般の企画立案を一元化、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方が共同で管理
- ✓ 民間・準公共部門のデジタル化支援：重点計画で具体化、準公共部門の情報システム整備を統括・監理
- ✓ データ利活用：ID制度等の企画立案、ベース・レジストリ整備
- ✓ サイバーセキュリティの実現：専門チームの設置、システム監査
- ✓ デジタル人材の確保：国家公務員総合職試験にデジタル区分（仮称）の創設を検討要請

デジタル庁の組織

- ✓ 内閣直属。組織の長を内閣総理大臣とし、デジタル大臣、副大臣、大臣政務官、特別職のデジタル監、デジタル審議官 他を置く
- ✓ 各省の定員振替・新規増、非常勤採用により発足時は500人程度
- ✓ CTO（最高技術責任者）やCDO（最高データ責任者）等を置き、官民間問わず適材適所の人材配置
- ✓ 地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置
- ✓ 令和3年9月1日にデジタル庁を発足（予定）

令和2年12月25日閣議決定 を元に作成

出典：総務省「自治体DX推進計画等の概要」

3.1 2040年の「スマート東京」の実現に向け、「3本の柱」で取組を推進

各局とデジタルサービス局が協働する代表的な取組を3本の柱に分類して掲出

- ✓ 「スマート東京」の実現に向け、生活のあらゆる場面において、デジタルの力で都民のQOL(Quality of Life)を高めるため、取組方針として3つの柱を立て施策を展開



「未来の東京」戦略 (2021.3 策定)

ページ12

基本戦略1 バックキャストの視点で将来を展望する

- 不確実性が増す中において、**従来の延長線上の発想ではなく**、時代の先を見据えた取組を進めていかなければならない。**より長期的な視点を持ち、想像力を働かせ、大胆な発想**で政策を考える必要がある。
- まず、**目指すべき未来を想定し、そこから逆算**して、現在からそこに至る道筋を定める**バックキャスト**の手法を取り入れる。
- その際、少なくとも一世代先を見据えた取組が必要であることから、今の子どもたちが大人になり社会で活躍し、団塊ジュニア世代が高齢期を迎える時期である、おおむね**四半世紀先の2040年代を念頭に議論**する。

基本戦略3 デジタルトランスフォーメーション（DX）*で「スマート東京」を実現

- 生活のあらゆる場面において、スマートフォンをはじめ、ICTやインターネットといったデジタルを通じてサービスが提供されることが当たり前の社会が到来する。**デジタルの力で都政のQOS（クオリティ・オブ・サービス）を飛躍的に向上**させる。そして、**都民のQOL（クオリティ・オブ・ライフ）**を高めていく必要がある。
- 都民の様々な課題を解決するために、ツールとしてデジタルトランスフォーメーション（DX）がある。都が進める政策推進に当たって、**AIやIoT**、その基盤となる**5Gネットワーク**といった先端技術を積極的に活用することにより、**都市全体がスマート化**し、全ての人が快適に暮らし働くことができる社会を築き上げていく。

* ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念

基本戦略2 民間企業等、多様な主体と協働して政策を推し進める

- 人々の価値観や社会構造が変化する中、都民目線に合った行政サービスを提供し続けるためには、**都庁だけでなく、社会課題の解決に役割を果たす民間企業を含む、多様な地域社会の担い手との連携・協働**が不可欠である。
- NPO等はもちろんのこと、例えば、**ソーシャルアントレプレナー（社会的企業家）**や**課題解決型のスタートアップ、デジタルを活用するシビックテック**などは、社会をより良いものに変える斬新なアイデアを生み出し、社会課題の解決に貢献している。
- 東京というフィールドで活躍する、多様な主体と様々な形で連携・協力する**協働スタイルを定着**させ、政策を強力に推し進めていく。

基本戦略4 時代や状況の変化に弾力的に対応「アジャイル*」

- 「『未来の東京』戦略」において示す、目指す未来の東京の姿の実現に向かって、**都庁の総力を挙げて取組を進める**。
- もとより、**一朝一夕に実現できるものではなく、目指す姿に到達する道筋も一つではない**。取組の進捗や社会環境の変化により、更に良い方法やより効率的な方法が見つかる場合もある。時代や状況の変化に応じて、**戦略やプロジェクト自体も弾力的に対応（アジャイル）**し、その内容を見直していく。

* 「アジャイル（agile）」＝俊敏な、すばやいの言葉の意味から、時代や状況の変化に柔軟かつ迅速に対応すること

出典:東京「未来の東京」戦略」

図 6 計画（第二期）の取組強化のポイント

強化のポイント			内容
深化 + 拡大	強化 1	都の行政手続 100%デジタル化	100%デジタル化に向け、専門チームがデジタル化未実施の手続を個別に精査し、各局と連携してデジタル化を実現。法制度等の制約により都の裁量でのデジタル化が困難な手続の解消に向けた取組を推進
	強化 2	政策連携団体等の重要手続 デジタル化	政策連携団体等の手続・サービスのうち、施設予約や助成金など都民・事業者の利用件数や改善効果が大きな手続からデジタル化を強化
	強化 3	行政手続以外の 都民・事業者との接点 デジタル化	委託や工事契約に係る各種届出の受領、窓口での書類記入等、行政手続以外の都民・事業者とのやり取りにもデジタル化を拡大
	強化 4	新たな品質基準に基づく QOS（サービスの質）向上	新たに都民・事業者向けの手続に関する品質基準を設定し、見える化。特に申請件数1万件以上の重点手続を優先し、BPR（業務フローの見直し）の徹底、ユーザーレビューによる改善によりサービスの質を向上

「東京・日本での生活がデジタルの力を通じて便利で快適になっている」

“便利で快適になっている”状態とは



東京都や62区市町村等が提供する**すべての行政サービス**が顧客最適の魅力的品質になっている

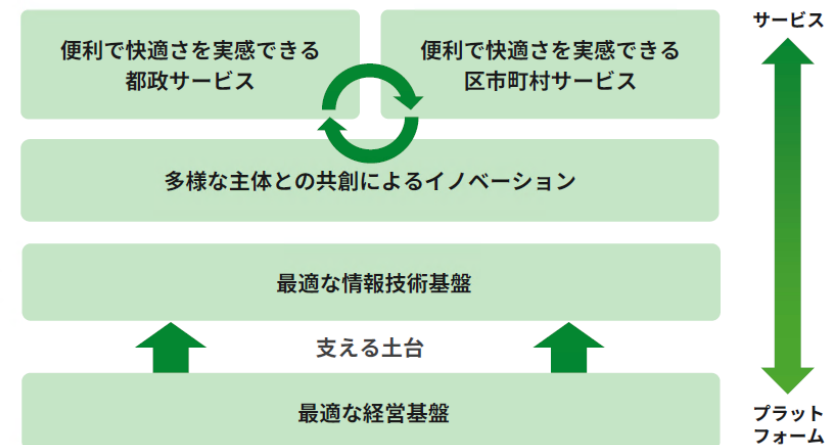
住民・大学・企業・団体などの**多様な主体とのコラボレーション**によりイノベーションが生み出されている



質の高いデジタルサービスを生み出すための**最適な技術基盤**が整っている



持続的・安定的に最適な公共サービスが生み出される**土壌**が整っている



出典:GovTech東京「中期経営計画 2024 - 2027」

新たな自治体行政の基本的考え方①

第二次報告

労働力(特に若年労働力)の絶対量が不足

人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要

スマート自治体への転換

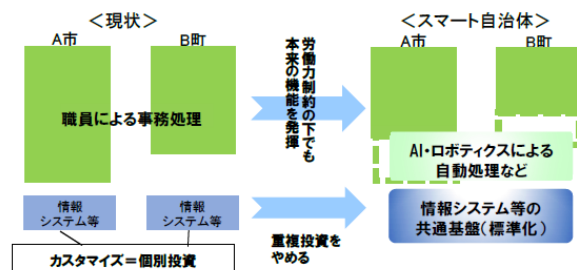
<破壊的技術(AI・ロボティクス等)を使いこなすスマート自治体へ>

- 経営資源が大きく制約されることを前提に、従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要。
- 全ての自治体で、AI・ロボティクスが処理できる事務作業は全てAI・ロボティクスによって自動処理するスマート自治体へ転換する必要。

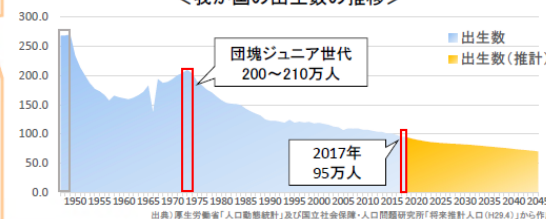
<自治体行政の標準化・共通化>

- 標準化された共通基盤を用いた効率的なサービス提供体制へ。
- 自治体ごとの情報システムへの重複投資をやめる枠組みが必要。円滑に統合できるように、期限を区切って標準化・共通化を実施する必要。

⇒ 自治体の情報システムや申請様式の標準化・共通化を実効的に進めるためには、新たな法律が必要となるのではないか。



<我が国の出生数の推移>



公共私によるくらしの維持

<プラットフォーム・ビルダーへの転換>

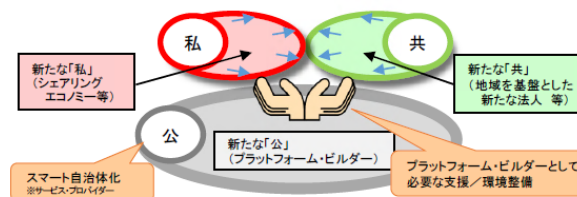
- 人口減少と高齢化により、公共私それぞれのくらしを支える機能が低下。
⇒ 自治体は、新しい公共私相互間の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビルダー」へ転換する必要。
- 公共・私が必要な人材・財源を確保できるように公による支援や環境整備が必要。

<新しい公共私協力の関係構築>

- 全国一律の規制を見直し、シェアリングエコノミーの環境を整備する必要。
- ソーシャルワーカーなど技能を習得したスタッフが随時対応する組織的な仲介機能が求められる。

<くらしを支える担い手の確保>

- 定年退職者や就職氷河期世代の活躍の場を求める人が、人々のくらしを支えるために働ける新たな仕組みが必要。地域を基盤とした新たな法人が必要。
- 地方部の地縁組織は、法人化等による組織的基盤の強化が必要。



第5章 資料編

5.2 用語解説

索引	用語	説明
【A～Z】		
A	エーアイ AI	Artificial Intelligenceの頭文字をとった略語で、一般的に「人工知能」といわれています。
A	アルファダッシュ ベータダッシュ α' モデル、 β' モデル	2015年に発生した日本年金機構の情報漏えい事件以降、「自治体情報システム強靱性向上モデル」、いわゆる三層モデルである「 α モデル」が重要とされてきました。しかしながら、近年のテレワークの普及やクラウド技術やサービスの進化に伴い、より効率的なネットワーク構成へのニーズが高まったのを背景に、主業務をLGWAN系に置きつつ一部インターネットのクラウドサービスを利用する α' モデル、主業務をインターネット接続系に置く β' モデルがあります。
D	ディーエックス DX	デジタル・トランスフォーメーションのことです。 スウェーデンの大学教授エリック・ストルターマンが提唱した概念で、「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させよう」とされています。英語のトランスフォーメーション(Transformation)の接頭語Translには「横切って」等の意味があり、「cross=X(横断)」と同義であることから、英語圏では一般的に「X」と略されることから、「Digital Transformation」は「DX」と言われています。
G	ジーアイエス GIS	Geographic Information Systemの頭文字をとった略語で、一般的に「地理空間情報システム」といわれています。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のことです。
I	アイシーティー ICT	Information and Communication Technologyの頭文字をとった略語で、情報処理及び通信技術の総称を指し、一般的に「情報通信技術」といわれています。
I	アイオーティー IoT	Internet of Thingsの略で、あらゆるモノをインターネットに接続する技術のことで、一般的に「モノのインターネット」といわれています。
I	イスマップ ISMAP	政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(Information system Security Management and Assessment Program)の頭文字をとった略語のことで、ISMAPは政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスを予め評価・登録することにより、政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保を図り、もってクラウドサービスの円滑な導入に資することを目的として制度のことです。

第5章 資料編

索引	用語	説明
【A～Z】		
L	エルジーワン LGWAN	総合行政ネットワーク(Local Government Wide Area Network)の頭文字をとった略語のことで、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークです。
L	ライン LINE	スマートフォンや通信キャリアが違っても、個人間やグループ内でチャット形式のコミュニケーションを楽しむことができるLINEやフー社が提供するサービスのこと。
P	ピーディーシーイー PDCAサイクル	Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)の頭文字をとった略語で、これらを繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法のことです。
Q	キューオーエル QOL	Quality Of Lifeの頭文字をとった略語で、一般的に「生活の質」といわれています。
R	アールピーイー RPA	Robotic Process Automationの頭文字をとった略語で、これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施する仕組みのことです。
S	エスエヌエス SNS	Social Networking Serviceの略で、社会的なつながりを提供するサービスのことです。
S	ソサエティゴーデンゼロ Society 5.0	第5期科学技術基本計画において、日本が目指すべき未来社会の姿として提唱された概念のことです。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く社会であり、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合したシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のことです。
U	ユーアイ UI	User Interfaceの略で、Webサイト等の見た目や使いやすさ等、利用者とサービスとの接点のこと。
U	ユーエクス UX	User Experienceの略で、利用者がサービスの利用を通じてえられる体験のこと。

第5章 資料編

索引	用語	説明
【あ～ん】		
あ	アジャイル	「素早い」「俊敏な」という意味で、ビジネスでは、方針の変更やニーズの変化などに機敏に対応することを意味します。
い	一般財団法人 GovTech (ガブテック)東京	多様なパートナーと共に都と区市町村を含めた東京全体のDXを効果的に進める新たなプラットフォームとして、2023年に東京都庁の外側に設立された組織のことです。
え	エンドツーエンド	デジタル・ガバメント実行計画にて定められたサービス設計12箇条第3条にある、利用者のニーズの分析に当たって必要な考え方で、個々のサービスや手順のみを切り取るのではなく、利用者がサービスを受ける必要が生じた時からサービスの提供後までのことを指します。
お	オンライン化通則条例	「立川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」のことで、例規上、書面で行うこととされている手順について、オンラインでした手続きを当該例規に基づき対応したものとみなす通則的な条例のことです。
お	オンライン決済	キャッシュレス決済の内、インターネット環境等を利用したオンライン上で、現金を使用しないでお金を支払うことを言い、クレジットカード決済などがあります。
か	ガバメントクラウド	デジタル庁によって整備や普及が進められている、日本政府や各自治体が利用する、共通のクラウドサービスの利用環境のことです。
き	キャッシュレス決済	物理的な現金を使用せずにお金を支払うことを言い、実店舗で端末などを利用して決済を行う「オフライン決済」と、オンライン上で決済をする「オンライン決済」があります。
き	業務フロー	業務の流れをフロー図で表したものです。業務の流れを可視化する目的で作成します。
き	業務プロセス	日常的に行われる業務の連なりのことを指し、業務の過程や手順のことを指します。
く	クラウド化	自社サーバーなどを設置して利用していた既存の情報システムを外部の事業者のクラウドサービスを利用する方式に移行することです。
く	クラウドサービス	ユーザーがインターネットを介してアクセスできるサービスなどを指します。

第5章 資料編

索引	用語	説明
【あ～ん】		
さ	サービスデザイン	サービスやビジネスを構築する際に、デザイナーがデザインを行う際の進め方や考え方を適用していこうというもので、「サービスの利用者」がどのようにふるまい、どのように考えているかを理解した上で、利用者体験全体をデザインし、サービスを考えていくことです。
し	自治体共同クラウド	クラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築にも活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を行ったもののことを指し、立川市では住民情報などの基幹系システムを三鷹市、小金井市、日野市の4市で運用しています。
し	事務の共通化	他の地方公共団体と同様の業務について、事務処理の手順などの業務プロセスや業務フローを合わせることを指します。
し	情報セキュリティ	一般的な定義としては、取り扱う情報について「機密性」「完全性」「可用性」が確保できていることを指します。
す	ステークホルダー	あらゆる利害関係者を指す言葉で、何らかの影響を及ぼす存在のことを指します。行政では、地域住民だけでなく、企業、NPO、NGO、議員、マスコミ、職員、各省庁などのことを意味します。
す	スマホ(スマートフォン)	音声通話に加えて、インターネット接続、アプリケーションのインストール、カメラ機能、GPSなど、多様な機能を備えた携帯端末のことを指します。
た	立川市電子申請ポータルサイト	立川市でオンラインで可能な手続をまとめたサイトのことです。
ち	地方公共団体情報システム標準化	地方行政のデジタル化を推進するため、全国の自治体に対し基幹業務20業務のシステムを国が示す標準仕様に適合したシステム(標準準拠システム)へ移行することを指します。
ち	チャットボット	チャット(chat)とロボット(robot)の2つの言葉を組み合わせたもので、ユーザーが会話するかのようにテキストでコンピューターに指示し、その結果を受け取る仕組みのことです。

第5章 資料編

索引	用語	説明
【あ～ん】		
て	デジタル化総合プラットフォーム	電子申請やアンケートのためのフォームを作成できるソリューションのことを指します。
て	デジタルデバイド	インターネットやパソコンのような情報通信技術を利用できる人と利用できない人の間に生まれる情報格差のことです。
て	テレワーク	「tele＝離れたところ」と「work＝働く」を合わせた造語で、ICTを活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を意味します。テレワークには、在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィスがあります。
と	統合型GIS	庁内において地理空間情報を共有するためのGISを指します。
は	バックキャスト	現在から進むべき未来を考えるのではなく、「ありたい姿/あるべき姿」から逆算して取り組むべき事項を考えることを指します。
は	パラダイム	ある時代のものの見方・考え方を支配する認識の枠組みのことを指します。
ひ	5Gネットワーク(ファイブジーネットワーク)	高速・大容量の通信を実現する第5世代移動通信システムのこと。
ひ	プッシュ型行政サービス	利用者自身がインターネットから情報を得ていたプル型に対し、利用者が登録しておいた情報に基づき行政が能動的に情報やサービスを市民に提供するサービスのこと。
り	リテラシー	ある分野に関する知識や能力を活用する力を指します。ビジネスの場合は、情報を適切に理解、解釈して活用することを意味します。
ろ	ローカルブレイクアウト	特定の通信についてWANなどを経由せず、各拠点などから直接接続するネットワーク構成のことを指します。
わ	ワンストップ・サービス	一度の手続で、必要とする関連手続を完了できるように設計された利便性を重視したサービスのことです。

第5章 資料編

5.3 策定経過

令和6(2024)年

日程	内容
10月18日	第6回 行財政問題審議会
10月25日～10月30日	第4回 情報化推進委員会 メール開催
11月29日～12月20日	若手職員の意見聴取
12月11日～1月7日	DX推進専門委員の意見聴取
12月25日	第7回 行財政問題審議会

令和7(2025)年

日程	内容
1月9日	第5回 情報化推進委員会
1月21日	第6回 情報化推進委員会
1月21日	第8回 行財政問題審議会
4月5日	分野別個別計画素案EXPO(市民説明会)
4月1日～4月21日	市民意見公募(パブリックコメント)

第5章 資料編

5.4 審議会

行財政問題審議会

委員構成			(敬称略・所属団体等の役職は審議会開催時点)
区分	氏名	所属団体等	
会長	金井 利之	東京大学 大学院法学政治学研究科 法学部 公共政策大学院 教授	
副会長	佐藤 主光	一橋大学 国際・公共政策大学院 経済学研究科 教授	
委員	朝日 ちさと	東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科 教授	
委員	西手 正光	立川市自治会連合会 副会長	
委員	八木 敏郎	立川商工会議所 副会頭	
委員	伊藤 拓矢	立川青年会議所 専務理事	
委員	曾我 好男	中央大学経済学部 客員講師	
委員	笹浪 真智子	チームいま好き 代表	
委員	黄 毓巍	公募市民	
委員	浅野 剛史	公募市民	
委員	藤原 敏	公募市民	
委員	三浦 康浩	公募市民	
検討経過			
日程	検討内容		
10月18日	【協議】「第3次行政経営計画」の策定に向けて ※上記議題の中で情報施策の振り返りを行い、これまでの取組やDX推進基本方針等に関する協議を実施。		
12月25日	【協議】DX推進計画について		
1月21日	【報告】DX推進計画素案について		

5.5 市民参加

(1) 分野別個別計画素案EXPO(市民説明会)

立川市DX推進計画素案について、市民の皆さんに説明をさせていただき、市民意見公募(パブリックコメント)として、ご意見をいただく機会を創出しました。

日時	令和7(2025)年4月5日
場所	立川市役所
対象者	立川市在住、在勤、在学の方等

(2) 市民意見公募(パブリックコメント)

立川市DX推進計画素案に対して、市民意見公募(パブリックコメント)を実施し、2人から2件のご意見をいただきました。

公募期間	令和7(2025)年4月5日
提出者数・件数	立川市役所
意見を反映した件数	立川市在住、在勤、在学の方等

第5章 資料編

5.6 庁内体制

情報化推進委員会

情報化推進委員会にて、骨子案および素案について内容の検討を行いました。

情報化推進委員会は次に掲げる事項を処理する委員会です。

電子自治体推進計画の施行に関すること。情報化推進施策に関すること。電子情報処理業務の決定及び推進に関すること。デジタル・トランスフォーメーションの総合的な企画及び推進に関すること。その他必要な事項に関すること。

組織概要	
委員構成	総合政策部長、関係課長
期間	令和6(2024)年4月1日～令和7(2025)年3月31日

検討経過		
	開催日	検討内容
第4回	10月25日～ 10月30日	骨子案の伺い
第5回	1月9日	素案の伺い
第6回	1月21日	第5回開催時に委員から指摘のあった事項について反映した素案について説明

第5章 資料編

5.7 関係条例(規則・要綱)

○立川市 I T (情報通信技術) 推進本部設置規則

平成15年 5月30日規則第36号

改正

平成21年 3月31日規則第53号
令和 4年 7月13日規則第43号の 2
令和 6年 4月 1日規則第55号
令和 7年 3月31日規則第33号

立川市 I T (情報通信技術) 推進本部設置規則

(設置)

第1条 情報通信技術を活用した情報化施策を推進することにより、住民サービスの高度化及び行政の効率化並びに地域の情報化を図り、電子自治体を構築するとともに、情報のセキュリティ及びデジタル・トランスフォーメーションの推進に関する重要な事項を審議するため、立川市 I T (情報通信技術) 推進本部 (以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 電子自治体の構築に関すること。
- (2) 情報のセキュリティに関すること。
- (3) デジタル・トランスフォーメーションの推進に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長を充てる。
- 3 本部員は、教育委員会教育長、立川市組織規則 (昭和49年立川市規則第9号) 第2条第1項に規定する部長等、会計管理者、教育委員会事務局教育部長並びに議会事務局長を充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、立川市副市長の事務分担規則 (平成19年立川市規則第76号) 第2条第1号に掲げる副市長 (以下「本部担当副市長」という。) 及び同条第2号に掲げる副市長の順序によりその職務を代理する。

(推進本部会議)

第5条 推進本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(セキュリティ委員会)

第6条 推進本部に、情報のセキュリティに関する事項を統括するため、情報セキュリティ委員会 (以下「セキュリティ委員会」という。) を置く。

- 2 セキュリティ委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。
 - (1) 個人情報の保護及び事故防止に関すること。
 - (2) 電子情報処理の管理運営に係る基本方針に関すること。
 - (3) 電子情報処理の有効利用に係る基本的事項に関すること。
 - (4) 電子情報処理の外部委託に関すること。
 - (5) その他電子情報処理の管理運営に係る重要事項に関すること。
- 3 セキュリティ委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 4 委員長は本部担当副市長を、副委員長は行政管理部長及び危機管理対策室長を充て、委員は、職員のうちから市長が任命する。
- 5 委員長は、セキュリティ委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 セキュリティ委員会は、委員長が招集する。

(情報化推進委員会)

第7条 推進本部に、情報化推進委員会 (以下「推進委員会」という。) を置く。

- 2 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。
 - (1) 電子自治体推進計画の施行に関すること。
 - (2) 情報化推進施策に関すること。
 - (3) 電子情報処理業務の決定及び推進に関すること。
 - (4) デジタル・トランスフォーメーションの総合的な企画及び推進に関すること。
 - (5) その他必要な事項に関すること。
- 3 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 4 委員長は行政管理部長を、副委員長は行政管理部情報システム課長を充て、委員は、職員のうちから市長が任命する。
- 5 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 推進委員会は、委員長が招集する。

(専門部会)

第8条 セキュリティ委員会又は推進委員会の指示に基づき、情報化推進又は情報のセキュリティの確保に必要な事項を処理するため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、部会長及び幹事をもって組織する。
- 3 専門部会の部会長は、委員長が指名した委員を充て、幹事は職員のうちから市長が任命する。
- 4 専門部会は、部会長が招集する。

(関係職員の出席等)

第9条 推進本部、セキュリティ委員会及び推進委員会 (以下「推進本部等」という。) 並びに専門部会は、必要があると認めたときは、本部員、委員及び幹事以外の職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 推進本部等の庶務は、行政管理部情報システム課において処理する。

(委任)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年 6月 1日から施行する。

附 則 (平成16年 4月 1日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年11月 7日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年 4月21日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年 3月30日規則第22号)

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成19年12月26日規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年 3月31日規則第103号)

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成21年 3月31日規則第53号)

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則 (令和 4年 7月13日規則第43号の 2)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 6年 4月 1日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 7年 3月31日規則第33号)

この規則は、令和 7年 4月 1日から施行する。

立川市DX推進計画 基本方針 令和7(2025)年6月発行

発行	立川市
住所	〒190-8666 東京都立川市泉町1156番地の9
電話	042-523-2111(代表)
FAX	042-523-
ホームページ	https://www.city.tachikawa.lg.jp
編集	市長公室改革推進課